

世界遺産の環境保全政策¹

—観光と保全の両立を目指して—

明治大学

千田研究会

環境

藤野 眞子

奥野 希美

中村 颯

森 恵実

2016 年 11 月

¹ 本稿は、2016 年 12 月 10 日、11 日に開催される ISFJ 日本政策学生会議「政策フォーラム 2016」のために作成したものである。本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

要約

近年、2020 年に行われる東京オリンピックへ向けて、国内で観光立国実現の重要度が上がってきており、観光振興のための地域固有の観光資源として、世界遺産が注目されている。また、世界遺産とは、未来へと伝えていかなくてはならない人類共通の財産であり、このことは、1972 年 11 月の第 17 回 UNESCO 総会で採択された世界遺産条約の中で定義されている。本稿では、自然遺産 3 つ（白神山地・小笠原諸島・屋久島）と文化遺産 3 つ（富士山・白川郷・姫路城）の 6 つの世界遺産における、登録がもたらす観光客数の動向と経済効果についてパネルデータ分析と産業連関表を用いて分析をし、世界遺産の保全と観光振興の両立を図るための環境保全政策の検討を行った。

第 1 章では、世界遺産の現状を踏まえ、問題点を指摘した。6 つの世界遺産は各々顕著な普遍的価値を有しており、世界遺産登録後、国内外問わず多くの観光客が訪れている。これにより、多くの人に遺産の価値を共有してもらえ一方、人の急増という環境変化が各遺産地域で生じ、環境負荷の問題が著しくなっている。環境負荷に対して様々な対策は打ち出されているが、それらすべてを行おうとすると多額の費用が求められる。世界遺産に指定されると、遺産の所有国はそれを保護・保持する義務が生じ、原則その所有国が責任をもって、自助で遺産を保護しなくてはならない。遺産の保護費・維持費は各遺産共に莫大な金額が毎年かかっているが、政府の費用額と都道府県・市町村の費用額を比べると地方自治体の負担が大きいことが伺える。環境悪化が進み、危機遺産リストに掲載されないためにも、登録に向けた遺産の保全取組以上に、世界が認める財産として希少・貴重な遺産環境の保全をするべきであると考えられる。しかし、多額の維持費・保護費を各行政機関や市区町村だけで補っていくには限界があるというのが現状である。遺産を保護する側である、各行政機関の自然保護への直接的な取組もちろん再考されるべきだが、そこに訪問する観光客側の環境保全への意識も含めた総括的な政策が今求められているのではないかと考え、世界遺産の保全と観光振興の両立を図るための受益に基づいた新たな費用負担の制度構築体制の検討を行った。

第 2 章では先行研究から、本論の独自性について述べた。世界遺産登録地における観光動向に関する研究として新井(2008)があるが、その中で世界遺産登録地における課題として、遺産登録後の観光客増加の影響によるオーバーユースに伴う環境破壊や観光需要を狙った周辺の無秩序な開発問題等を各遺産地域で指摘する。そしてこれら遺産価値が失われるような現状を危惧し、地域資源の保全と活用を両立させた持続可能な観光地づくりに向けた対策が必要であるとしている。また、吉田(2011)では、文化遺産の場合においては地域社会のアメニティ低下につながるような生活環境への強い作用を指摘する一方、自然遺産の場合にもオーバーユースから起こる自然環境の劣化を懸念している。また大量の来訪者流入というマス・ツーリズムの到来に際して、人間と自然のかかわり方における考え方を示しながら白神山地の自然保護や規制の必要性について述べている。遺産登録地域における

観光客数の動向およびその影響に関する先行研究は、吉田(2011)を参考に定性的な研究が多く、定量的な分析として新井(2008)では自治体データで観光客が増加傾向にあることを示すに留まった。本稿では、世界遺産登録による観光客の増加が与える影響に関してパネルデータ分析や産業連関分析を通じ、世界遺産の観光的な価値を定量化した点。またその観光価値に着目した上で、遺産としての価値の持続性に関し遺産環境の保全との両立を目指し、経済的手法に基づいて政策提言を行った点に本稿の新規性がある。

第3章では変量効果モデルを用いたパネルデータ分析と産業連関分析を行った。パネルデータ分析では、世界遺産登録や徴収金の導入が観光客数に与える影響について分析を行った。この分析の結果として、世界遺産登録によって観光客数が増加することや、徴収金の導入によって観光客数に影響はないことが明らかになった。また産業連関分析では、世界遺産の登録によって世界遺産地域でどれほどの経済効果があったかについて分析を行った。結果として、世界遺産登録によって著しい経済効果が見られ、就業率も増加することが明らかとなり、世界遺産は周辺地域に多大な経済的受益を与えることがわかった。

第4章では、前章の分析結果を踏まえ、世界遺産の環境保全政策について経済的手法から、遺産の環境保全と観光振興の両立を目的とした徴収金と世界遺産税制の導入に関する政策提言を行った。現在は、国や多くの地方自治体が管理費や維持費を賄っている状況にあるが、ユネスコにおいて、世界遺産は未来へと伝えていかなくてはならない人類共通の財産であり、皆でしっかりと守っていく必要がある。このことから我々は、世界遺産地域の応益を受ける主体全体が世界遺産保全を行うために、世界遺産地域の訪問者への徴収金の導入及び、遺産を所有する市区町村の住民への税制導入の提言を行った。具体的な徴収金導入金額については、現在日本の世界遺産に登録されている物件で取っている徴収金の金額を基に平均し、金額を算出した結果、576円と算出された。実際に576円で導入すると、釣り銭を用意するコストがかかるため、10の位を切り捨てて500円での導入を提言する。また、具体的な導入税額については、各都道府県の住民税に均等割で、環境目的に標準税率を超えて超過課税している税額を基に平均し、金額を算出した結果、647円と算出された。税制においては、税額は10の位を切り捨てるため、600円での導入を提言する。

本旨は日本における世界遺産の環境保全と観光の両立化のための在り方として、受益に基づいた費用負担に関する制度設計の構築を目的とするものである。世界遺産の観光振興を推進するにあたり、有効な手段として、日本では、観光客誘致の戦略や、満足度向上のための整備に重点が置かれがちであるが、適切な保全管理によって環境保全が行われることで、観光の持続的な振興にもつながる。観光振興にはコストが発生してくるが、徴収金や税制の導入による財源の確保によって、世界遺産の保全にとどまらず、積極的な誘致政策や観光整備が可能となり、観光面の強化を行うことも可能となる。

また、徴収金や税制の導入による財源確保によって、各行政機関や、自治体の保全費に対する負担を軽減するだけでなく、余裕を持った環境保全政策や観光振興施策が行うことが出来る。このことによって、環境保全と観光の両立を可能とする。また、財源に余裕

ができることによって、社会保障費など、各団体の実態に合わせた財源の再分配も可能となる。このように応益性の観点から環境保全に充当する財源を確保することで、観光と両立した適切な環境保全を目指すことが可能となる。

目次

はじめに

第1章 現状分析・問題意識

- 第1節 世界遺産の観光客の現状
- 第2節 世界遺産の価値と環境保全現状
- 第3節 世界遺産にかかる費用
- 第4節 現状における問題点
- 第5節 問題意識

第2章 先行研究及び本稿の位置づけ

- 第1節 先行研究
- 第2節 本稿の位置づけ

第3章 実証分析

- 第1節 パネルデータ分析による世界遺産登録の有意性実証
- 第2節 産業連関分析による世界遺産周辺地域の経済効果

第4章 政策提言

- 第1節 政策提言の方向性
- 第2節 徴収金導入に関する提言
- 第3節 世界遺産税制導入に関する提言
- 第4節 政策の費用対効果

おわりに

参考文献・データ出典

はじめに

近年、2020 年に行われる東京オリンピックへ向けて、国内で観光立国実現の重要度が上がってきており、観光振興のための地域固有の観光資源として世界遺産が注目されている。2016 年 7 月に国立西洋美術館が世界文化遺産へ新たに登録されるなど、国内の世界遺産を増やすことに市・県だけでなく、政府も積極的な活動を展開している。

世界遺産とは、未来へと伝えていかなくてはならない人類共通の財産であり、このことは、1972 年 11 月の第 17 回 UNESCO 総会で採択された世界遺産条約の中で定義されている。自然環境や文化財の扱い方は所有国の自由だが、世界遺産条約では、これらを国際協力のもと守っていこうという考えが根底にある。地球上にある貴重な自然や歴史のある建物などは、人や自然環境の影響を受けてだんだんと壊れていくが、みんなでしっかりと守っていくことが大切だ。世界遺産条約のもと作成される「世界遺産リスト」に名を連ねた場所が「世界遺産」とされる²。世界遺産は文化遺産、自然遺産、複合遺産の 3 種類に分かれており、いずれも有形の不動産が対象である。文化遺産は建造物や遺跡など、自然遺産は地形や生態系や絶滅のおそれのある動植物の生息・生育地など、複合遺産は文化遺産と自然遺産の両方の価値を兼ね備えているものである。登録基準としては、(I) 人類の創造的傑作 (II) 価値観の交流 (III) 文化的伝統・文明の存在 (IV) 建築様式・建築技術・科学技術の発展段階 (V) 伝統的集落・土地・海上利用・環境との交流 (VI) 出来事・伝統・宗教・芸術的作品・文学的作品との関連 (VII) 自然美 (VIII) 地形・地質 (IX) 生態系 (X) 生物多様性³の 10 項目があり、文化遺産は(I)～(VI)、自然遺産は(VII)～(X)、複合遺産は(I)～(X)が評価基準となる。また、世界遺産リスト登録のため、5 年から 10 年以内に推薦しようとしている遺産は暫定遺産とされ、条約や登録基準を考慮しながら、専門家による検討委員会が候補を検討し、世界遺産委員会に提出される。2016 年 7 月現在、日本の世界遺産は 20 件(文化遺産 16 件、自然遺産 4 件)記載されており、世界遺産暫定リストには 10 件記載されている(表 1・2)。表 2 から、日本国が今後もっと世界遺産登録数を増やそうとしていることが分かる。

本稿では、自然遺産 3 つ(白神山地・小笠原諸島・屋久島)と文化遺産 3 つ(富士山・白川郷・姫路城)の 6 つの世界遺産における、登録がもたらす観光客数の動向と経済効果についてパネルデータ分析と産業連関表を用いて分析をし、世界遺産の保全と観光振興の両立を図るための環境保全政策を検討していく。小笠原諸島は集金を今まで導入したことがなく、白神山地・屋久島・富士山は入域料ではなく協力金を導入しているため、本稿で

² 外務省「世界遺産」<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/kyoryoku/unesco/isan/world/> (最終閲覧日 2016 年 11 月 7 日)

³ 日本ユネスコ協会連盟「世界遺産の登録基準」<http://www.unesco.or.jp/isan/decides/> (最終閲覧日 2016 年 11 月 7 日)

取り上げる。また、白川郷⁴と姫路城は世界遺産登録前から集金をしており、単体の遺産のため取り上げる⁵。

本稿の構成は以下の通りである。第1章では、世界遺産地域への観光客数の推移と遺産価値および保全現状、費用面に触れ、それらを踏まえた上で見えてきた世界遺産に関する問題意識を述べる。第2章では、世界遺産登録地について登録後の観光客の増加とその対応に関する研究とその遺産環境の経済性に着目した研究を取り上げ、本稿の位置づけについて述べる。第3章では、パネルデータ分析によって6つの世界遺産について世界遺産登録と徴収金の影響を確認し、産業連関分析によって6つの遺産周辺地域の経済効果を明らかにする。第4章では、世界遺産の環境保全とその観光振興の両立を可能にするための環境保全政策として、経済的手法の観点から受益に基づいた費用負担の制度構築として徴収金と世界遺産税制の導入に関する政策提言を行う。

表1：日本の世界遺産一覧（平成28年7月現在）

登録年	記載物件名	所在地	カテゴリー	登録基準
1993	法隆寺地域の仏教建造物	奈良県	文化	I・II・IV・VI
1993	姫路城	兵庫県	文化	I・IV
1993	白神山地	青森県・秋田県	自然	IX
1993	屋久島	鹿児島県	自然	VII・IX
1994	古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）	京都府	文化	II・IV
1995	白川郷・五箇山の合掌造り集落	岐阜県・富山県	文化	IV・V
1996	原爆ドーム	広島県	文化	VI
1996	厳島神社	広島県	文化	I・II・IV・VI
1998	古都奈良の文化財	奈良県	文化	II・III・IV・VI
1999	日光の社寺	栃木県	文化	I・IV・VI
2000	琉球王国のグスク及び関連遺産群	沖縄県	文化	II・III・VI
2005	紀伊山地の霊場と参詣道	三重県・奈良県・和歌山県	文化	II・III・IV・VI
2005	知床	北海道	自然	IX・X
2007	石見銀山遺跡とその文化的景観	島根県	文化	II・III・V
2011	平泉—仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群—	岩手県	文化	II・VI
2011	小笠原諸島	東京都	自然	IX
2013	富士山—信仰の対象と芸術の源泉—	山梨県・静岡県	文化	III・VI
2014	富岡製糸場と絹産業遺産群	群馬県	文化	II・IV
2015	明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・鹿児島県・山口県・岩手県・静岡県	文化	II・IV
2016	ル・コルビュジエの建築作品—近代建築運動への顕著な貢献—	東京都	文化	I・II・VI

出典：外務省「我が国の世界遺産一覧表記載物件」より作成

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/kyoryoku/unesco/isan/world/isan_2.html

（最終閲覧日 2016 年 11 月 7 日）

⁴ 駐車場料金

⁵ 古都京都の文化財（1994 年登録）のように複数の遺産から成り立っている世界遺産の場合、1つの遺産が1地域にもたらず経済効果が推定できない。

表 2：日本の世界遺産暫定リスト一覧（2016 年 2 月 1 日現在）

提出年	記載物件名	所在地	カテゴリー	登録基準
1992	古都鎌倉の寺院・神社ほか	神奈川県	文化	I・II・III・IV・V
1992	彦根城	滋賀県	文化	I・II・III・IV
2007	飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群	奈良県	文化	II・III・IV・V・VI
2007	長崎の教会群とキリスト教関連遺産	長崎県	文化	II・III・IV・V・VI
2009	北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群	北海道・青森県・岩手県・秋田県	文化	III・IV
2009	宗像・沖ノ島と関連遺産群	福岡県	文化	II・III・IV・V
2010	金を中心とする佐渡鉱山の遺産群	新潟県	文化	II・III・IV
2010	百舌鳥・古市古墳群	大阪府	文化	II・III・IV
2012	平泉-仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群-（拡張）	岩手県	文化	II・III・IV
2016	奄美・琉球	鹿児島県・沖縄県	自然	IX・X

出典：UNESCO「Tentative Lists」より作成

<http://whc.unesco.org/en/tentativelists/state=jp>（最終閲覧日 2016 年 11 月 7 日）

第 1 章 現状分析・問題意識

本章では、第 1 節は 8 県のデータを用いて 6 つの世界遺産への観光客数の現状、第 2 節は 6 つの世界遺産の価値と保全現状、第 3 節は世界遺産にかかる総括的な費用、第 4 節は現状の問題点、第 5 節は問題点からみえる問題意識について述べる。

第 1 節 世界遺産の観光客の現状

世界遺産に登録されることにより、テレビや観光ブックなどの様々なメディア媒体に取り上げられたり、旅行会社で観光ツアーが組まれたりすることで知名度が上がり、観光客数は登録後急増する。図 1 は自然遺産の白神山地⁶（1993 年登録）、屋久島⁷（1993 年登録）、小笠原諸島⁸（2011 年登録）における観光客数の推移、図 2 は文化遺産の富士山⁹（2013 年

⁶ えひめ地域政策研究センター「世界遺産登録先の観光客数の推移」【1989～2002】、青森県観光国際戦略局「平成 25 年青森県観光入込客統計」【2003～2014】 青森県のみ

<http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kkokusai/kanko/files/H25toukei.pdf>（最終閲覧日 2016 年 11 月 7 日）

⁷ えひめ地域政策研究センター「世界遺産登録先の観光客数の推移」【1989～2002】

<http://www.ecpr.or.jp/pdf/wh.pdf>（最終閲覧日 2016 年 11 月 7 日）、種子屋久観光連絡協議会「屋久島入込客の推移」【2003～2014】

⁸ 日本離島センター編『離島統計年報：昭和 45 年版～平成 26 年度版』日本離島センター

⁹ 日本観光協会 編集（1991～2010）『全国観光動向：観光地入込観光客統計 平成元～22 年（度）』日本観光協会【1989～2003】、山梨県「平成 15～26 年 観光入込客統計調査結果」

<http://www.pref.yamanashi.jp/kankou-k/17390378357.html>（最終閲覧日 2016 年 11 月 7 日）【2004～2014】

登録)、白川郷¹⁰ (1995 年登録)、姫路城¹¹ (1993 年登録)における観光客数の推移である。屋久島は登録以前まで、登山者や仕事の関係者のみには知られているが、国内では全く知られていない離島であった。自然遺産登録後、メディアや旅行会社などによる紹介や観光誘致により一躍屋久島の存在が知られるようになり、以後年々観光入島者が増加するに至っている。中でも白谷雲水峡、ヤクスギランド、縄文杉等の名勝山岳地域は、各地年間 10 万人を超える一極集中的増加が見られ、特に縄文杉の日最大登山者は 1000 人超と観光客が急増している。¹²また、白川郷は登録以前、立地と交通の便の悪さから秘境の観光地とされていたが、世界遺産登録後の交通整備などに伴い、村民数約 1600 人の村に人口の約 1000 倍の観光客が訪れるようになった。

世界自然遺産登録後、白神山地では登録前の約 3.5 倍に増え、屋久島では長期的に毎年増え続けている。また小笠原諸島では、登録を囁かれる前の 2010 年と比べ約 2 倍に増えた。同様に世界文化遺産登録後、富士山では登録前から需要が駆け込んで観光客が急増し、白川郷では登録から 20 年経っても登録前の約 3 倍の観光客が訪れている。また姫路城では、約 5 年半の修復期間があり観光客数は落ち込んだものの、修復が終わった平成 27 年度では過去最多の 286 万 7051 人を記録し、年度における入城者数が全国の城郭の中で第 1 位となった。図 1・2 より、登録後長期的に観光客数が伸び続けることはなくとも、どの世界遺産地域でも登録前より比較的高い水準の数値を保ち続けている。

静岡県「平成 23～26 年 静岡県観光交流の動向」

<https://www.pref.shizuoka.jp/bunka/bk-210/kankou/kannkou-kouryuudoukou2015.html#https://www.pref.shizuoka.jp/bunka/bk-210/kankou/kannkou-kouryuudoukou2015.html> (最終閲覧日 2016 年 11 月 7 日) 【2011～2014】

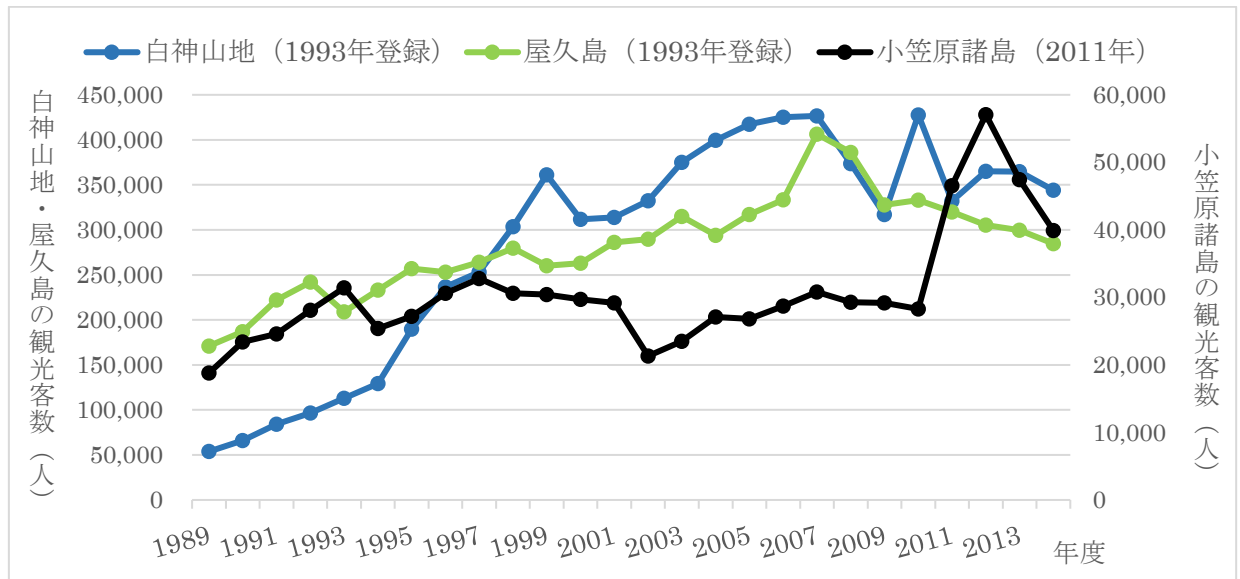
¹⁰ 白川村役場「白川村の観光統計」<http://shirakawa-go.org/mura/toukei/2580/> (最終閲覧日 2016 年 11 月 7 日)

¹¹ 日本観光協会 編集(1991～2010) 『全国観光動向：観光地入込観光客統計 平成元～22 年(度)』日本観光協会【1989～2004】、姫路市「調査報告書 平成 26 年度」<http://www.city.himeji.lg.jp/var/rev0/0072/3562/2015617174053.pdf> (最終閲覧日 2016 年 11 月 7 日) 【2005～2013】、姫路市「平成 27 年度 姫路城の入城者数」http://www.city.himeji.lg.jp/koho/press/_35595/_36452/_36607.html (最終閲覧日 2016 年 11 月 7 日) 【2014】

¹² 屋久島ミライノアシタ「島民と観光客」に基づく。

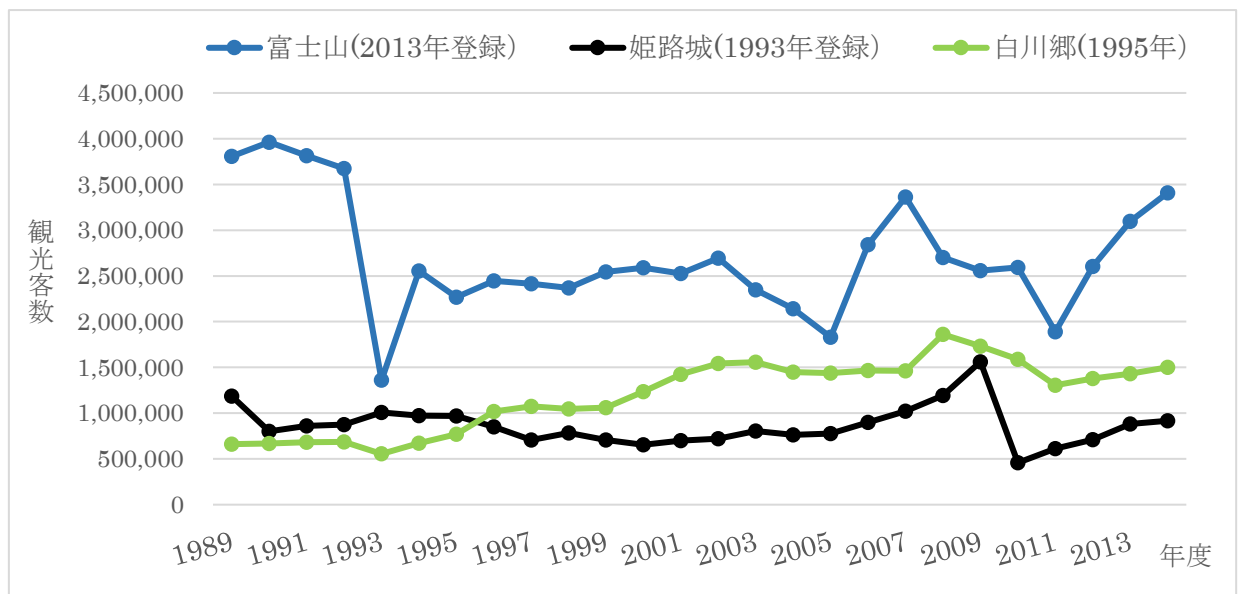
<http://mirainoasiato.jimdo.com/%E5%B3%B6%E6%B0%91%E3%81%A8%E8%A6%B3%E5%85%89%E5%AE%A2/> (最終閲覧日 2016 年 11 月 7 日)

図1：3つの自然遺産における観光客数の推移



出典：各種資料を基に作成

図2：3つの文化遺産における観光客数の推移



出典：各種資料を基に作成

第2節 世界遺産の価値と保全現状

本節では、6つの世界遺産の価値と保全現状について触れる。はじめに述べたように、世界遺産とは定められた登録基準を満たし、世界的に希少性・貴重性があると認められたものである。以下の説明は、環境省「日本の世界自然遺産」の白神山地・小笠原諸島・屋久

島の顕著な普遍的価値¹³と UNESCO「Properties inscribed on the World Heritage List」¹⁴に基づく。

白神山地は(IX)の生態系が評価されており、これまで人為的な開発が入らなかったため、約 3,000 万年前に北極周辺に分布していた当時に近い特異な原生的ブナ林である点で、世界の他の地域のブナ林よりも多様性に富んでいる。地域固有の植物をはじめ、500 種以上の植物が生育し、希少な鳥類や 14 種の中大型哺乳類、94 種の鳥類、約 2000 種の昆虫類などが生息している。

小笠原諸島は(IX)の生態系が評価されており、一度も大陸と陸続きになったことがない海洋島の著しく高い固有種率と現在進行形の生物進化が見られる。195 種の絶滅危惧種の鳥類を含む、多くの動物相の生息地であり、約 100 種の陸生貝類が確認されており、その 90% 以上が固有種である。小笠原諸島の生態系は、多くの固有種と並んで、東南・北東アジアに由来する植物種からなる植物群落など、さまざまな進化の過程を明確に映し出している。

屋久島は(VII)の自然美と(IX)の生態系が評価されており、巨大なヤクスギ天然林の景観と植生の垂直分布が顕著な島嶼生態系が見られる。ひとつの島の中で亜熱帯から亜高山帯と連続する植生の垂直分布に日本の自然植生が凝縮されており、固有の植物などが数多く分布している。また、樹齢 1,000 年以上の天然スギも多く生育し、高湿度の環境に適応した溪流植物や着生植物とともに、世界に類を見ない特異な森林景観を見せている。

富士山(III)文化的伝統・文明の存在と(IV)建築様式・建築技術・科学技術の発展段階が評価されており、一国の文化の基層を成す「名山」として世界的に著名であり、日本の最高峰を誇る秀麗な成層火山であるのみならず、信仰の対象と芸術の源泉として、また、文学の諸活動に関連する文化的景観として世界的な意義を持つことから、顕著な普遍的価値を持つと評価された。

白川郷は(IV)建築様式・建築技術・科学技術の発展段階と(V)伝統的集落・土地・海上利用・環境との交流が評価されており、合掌造りの家屋は豪雪地域という厳しい自然環境と伝統的な生活形態によって生まれたもので、集落にはこれがまとまった形で残り、日本でも他の地域に見られない独特の集落景観をなしている。

姫路城は(I)人類の創造的傑作と(IV)建築様式・建築技術・科学技術の発展段階が評価されており、独特の城郭様式をもつ 17 世紀初めの日本の城郭を代表する建造物である。城郭内部の建築構造は関ヶ原の戦い後の大改修時のまま残っており、外郭地域とも合わせて保全されている。幕末時全国に 260 以上を数えた城郭のうち、残存する僅かなものの一つである。

以上より、6 つの世界遺産は各々顕著な普遍的価値を有しており、第 1 節で述べたように世界遺産登録後、国内外問わず多くの観光客が訪れている。観光客が増え、多くの人に遺

¹³環境省「日本の世界自然遺産」

<https://www.env.go.jp/nature/isan/worldheritage/shirakami/index.html> (最終閲覧日 2016 年 11 月 7 日)

¹⁴ UNESCO「Properties inscribed on the World Heritage List」

<http://whc.unesco.org/en/statesparties/jp> (最終閲覧日 2016 年 11 月 7 日)

産の価値を共有してもらえ一方、人の急増という環境変化が各遺産地域で生じ、環境負荷の問題が著しくなっている。ここでは例として、白神山地と屋久島の2つを挙げる。

白神山地では、登山客の靴によって持ち込まれた、本来生息していないオオバコの繁殖が問題になっている。増えすぎれば土の栄養を吸収してしまい、他の植物が育たなくなってしまうが、駆除するのも容易ではない。泥落としの設置など措置を進めてはいるものの、限られた予算では周知も設備も不十分で、いまだ解決は見えていない。同時にマナーの悪化も問題になっている。ゴミの不法投棄による環境悪化、野生動物への餌付けによる生態系の崩壊も報告されている。また犬を連れた登山も注意が必要で、排泄物に含まれる雑菌が持ち込まれることによる悪影響もある。

屋久島¹⁵では、登山観光客の増加により踏圧で下層植物、樹木根、蘚苔類、落葉腐植層の枯死が多く、雨による集中流路ができて浸食が拡大、地層下部の花崗岩板が露出し、段差、水蝕崩壊地となっている。また、交通渋滞、トイレ渋滞、ゴミ処理の増大と山小屋の人力によるゴミの負荷が大きい。

世界遺産登録後の観光客急増による環境負荷が遺産地に生じることで起こる、世界遺産の保全と経済効果のジレンマは世界中の世界遺産地で大きな問題となっている。ユネスコもこのことをよく把握しており、こういった問題に憂慮して2001年に「世界遺産を守る持続可能な観光計画」を作成した。同計画の目的は、世界遺産の価値を損なうことのないように保全と観光において関係者を結びつけ、地域経済社会の活性化に役立てることにある。ユネスコは保全と観光をバランスよく両立することを求め、同計画では以下の7つのガイドラインを示す。

①観光に対処できる管理能力

オーバーユース、観光開発を防ぐための計画、条例制定などを含めた管理体制、組織の構築。

②遺産地域の人々が観光業界に参加しメリットを享受

地域住民のガイド、体験・交流型観光事業への参加・協力による経済社会の活性化。

③世界遺産周辺地域の商品を市場に出す手助け

遺産地域の資源、景観、環境を悪化させることのない土産、食事、商品、サービスの開発など持続可能な観光事業を育成。

④教育を通じて世界遺産に対する誇りを喚起

地域住民のみならず観光客、国民に遺産の価値、保護教育を強化。

⑤観光収益を遺産の保護に充当

入場料や駐車料金、地域企業の営業許可等の観光収益や寄付。場合によっては利用者負担を原則に条例に基づく観光目的税導入によって遺産の保護費用充当。

⑥ほかの世界遺産や保護地域での経験を共有

¹⁵屋久島ミライノアシアト「観光客の急増」に基づく。

<http://mirainoasiato.jimdo.com/%E5%B3%B6%E6%B0%91%E3%81%A8%E8%A6%B3%E5%85%89%E5%AE%A2/>（最終閲覧日 2016 年 11 月 7 日）

遺産の保護と観光の両立等の課題、対応策等のノウハウを共有するネットワークを構築。

⑦保護について観光業界関係者の意識を高める

景観、環境を含めた遺産保護のため観光事業者との協定など協力関係の構築。

このガイドラインから、我々は世界遺産の環境保全とその観光振興の両立を可能にするためには、特に①観光に対処できる管理能力 ②遺産地域の人々が観光業界に参加しメリットを享受 ⑤観光収益を遺産の保護に充当の3つが重要であると考え。また、②→⑤→①のように、②世界遺産によって価値を受益し、⑤その受益者たちが遺産の保全費を負担、①その資金で管理体制を構築して更なる価値を生み出し受益させるという好循環を目指すべきであると考え。世界遺産登録による環境負荷に対して、様々な対策は打ち出されているが、それらすべてを行おうとすると多額の費用が求められる。費用に関しては次節で述べる。

第3節 世界遺産にかかる費用

世界遺産に指定されると、遺産の所有国はそれを保護・保持する義務が生じ、原則その所有国が責任をもって、自助で遺産を保護しなくてはならない。(世界遺産条約第4条・第5条より)¹⁶世界遺産があるということだけで、その国にUNESCOから補助金が給付されるということではない。しかし、補助金に代わるものとして、「世界遺産基金」がある。世界遺産条約締結国にはこの「世界遺産基金」を納付する義務があり、要請すれば支援を受けることができる。この基金は、緊急の保護・修復が必要な遺産への財的支援や、登録予定物件の調査費、登録後のモニタリング費、遺産保護を行う専門家の育成費などに使われる。¹⁷しかし、日本のような先進国かつ経済大国は自己負担が原則で、あまり恩恵はない。

表3は、自然遺産別(白神山地・小笠原諸島・屋久島)に各行政機関が遺産の保護管理費・維持費に取り組むための予算、表4は文化遺産別(富士山・白川郷・姫路城¹⁸)の各行政機関が遺産の保護管理費・維持費に取り組むための予算である。遺産の保護費・維持費は各遺産共に莫大な金額が毎年かかっているが、政府の費用額と都道府県・市町村¹⁹の費用額を比べると地方自治体の負担が大きいことが伺える。実際に、2015年7月14日に行われた兵庫県姫路市など世界文化遺産を持つ自治体の首長らでつくる「世界文化遺産地域連携会議」において、遺産保全を後押しする法整備や国の財政支援を訴えおり、遺産の保全が大きな地元負担となっている現状を説明している。²⁰また、白川郷は「世界遺産保存協力金」という名目で軽自動車駐車料金500円、姫路城は入城料として1000円来訪者から徴収して

¹⁶ 第17回ユネスコ総会採択「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約(仮訳)」

<http://www.mext.go.jp/unesco/009/003/013.pdf> (最終閲覧日2016年11月7日)

¹⁷ 外務省「国際機関を通じた協力」

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/kyoryoku/unesco/isan/world/> (最終閲覧日2016年11月7日)

¹⁸ 兵庫県の姫路城に対する予算のデータがなかったため、記入なし。

¹⁹ 本稿では、府と区は扱わないため抜く。

²⁰ 神戸新聞2015/7/14 20:40 <http://www.kobe-np.co.jp/news/shakai/201507/0008209553.shtml> (最終閲覧日2016年11月7日)

いるが、白神山地・小笠原諸島・屋久島・富士山は保全のための財源を補おうと徴収金の実施を検討するものの、未だ実施には至っていない。自然景観は文化財と異なり、保全状況の把握と完全なる修復が難しく、多額の維持費を各行政機関だけで賄うことに少し限界を感じている現状が見える。

一方で徴収金ではなく、任意という形で来訪者に協力金を支払ってもらう制度は小笠原諸島を除く3地域(白神山地・屋久島・富士山²¹)では行っている。実際に回収できた協力金は各遺産とも想定よりも少なく、協力金の限界を感じている。富士山では平成27年度の富士山バイオトイレ使用者協力金が10万円にもかかわらず、富士山バイオトイレ清掃管理委託料は51万6000円と、全く協力金で賄えていない。吉田謙太郎(2013)「生物多様性と生態系サービスの経済学」昭和堂より、白神山地の森林環境整備推進金を例に見ると、任意ということもあり、フリーライダー問題が生じることで協力金を支払わない人が多くなる。このことから、任意の形である協力金ではなく、徴収金を取った方が十分な財源確保ができることが分かる。

表3：平成24年度 自然遺産別各行政機関取組予算

	白神山地	小笠原諸島	屋久島
環境省	2100万円	9億3500万円	4900万円
林野庁	5600万円	1億9800万円	8500万円
都道府県	8600万円	6億2700万円	2500万円
市町村	3300万円	2400万円	8700万円
合計	1億9600万円	17億8400万円	2億4600万円

出典：環境省「世界自然遺産地域における各行政機関取り組み事例」より作成

<http://www.env.go.jp/nature/isan/kento/conf02/03/mat03-2.pdf> (最終閲覧日 2016 年 11 月 7 日)

表4：3つの文化遺産の各行政機関取組予算

	富士山	白川郷	姫路城
文化庁	1530万円	2975万6000円	1477万6000円
都道府県	2億2369万3400円	200万円	
市町村	4046万7000円	1億5654万9000円	1億9836万1000円
合計	2億7946万0400円	2億0757万5000円	2億0028万1000円

出典：各種資料を基に作成²²

²¹ 白神山地は2002年～、屋久島は1993年～、富士山は2014年～ 協力金導入

²² 静岡県「平成28年度当初予算・組織定数改編(案)の方針」

<http://www.pref.shizuoka.jp/soumu/so-110/documents/28gaiyou0317.pdf> (最終閲覧日 2016 年 11 月 7 日)

第4節 現状における問題点

世界遺産保有国は6年毎に遺産の保全状況をユネスコの世界遺産委員会に報告し、再審査を受けることが義務とされている。その審査により、世界遺産としての価値を揺るがす脅威にさらされていると判断された場合には危機遺産リストに掲載される。更に遺産としての価値が失われたと判断されれば世界遺産から登録抹消となる。2016年現在、2011年に登録された小笠原諸島が来年の2017年にこの再審査を控えている。

登録されることにより、さまざまなメディア媒体などに取り上げられることで知名度が上がり、相乗的にブランド力も上がるなど、観光振興による第3次産業の経済活性化が見込める。また周辺地域の整備がなされ、利便性が向上することもある。しかしながらその一方で、観光事業は自然劣化、自然災害、経済開発、都市開発等と並んで世界遺産の保全にとって脅威となり得るもので、過去にはガラパゴス諸島が観光開発による環境悪化等の理由で危機遺産リストに掲載されたこともある。環境悪化が進み、危機遺産リストに掲載されないためにも、登録に向けた遺産の保全取組以上に、世界が認める財産として希少・貴重な遺産環境の保全をするべきである。

これらの現状における問題点として、以下の3点が挙げられる。一つ目に各市町村の負担が大きいこと、二つ目に世界遺産登録に伴う観光客増加が引き起こす環境負荷に対して十分な保全費が必要であること、三つ目に受益に基づいた適切な費用負担の制度が構築されていないことである。次節では、現状からうかがえた我々の問題意識について述べる。

第5節 問題意識

以上の現状を踏まえた上での問題意識として、以下4点が挙げられる。第1に、登録によって観光客が増えることで遺産地域に環境負荷がかかるデメリットはあるものの、その地域の経済の活性を促すメリットもあるため、観光客を規制せずに、環境保全と観光との両立を目指すべきである。第2に、第3節でみたように、現在は遺産を所有している地方自治体の保全金負担割合が大きく、各行政機関だけでの遺産保全費負担に限界がきている

山梨県「山梨県平成28年度当初予算の概要」

<https://www.pref.yamanashi.jp/zaisei/documents/h28tousyoyosangaiyou.pdf>（最終閲覧日 2016年11月7日）

白川村「平成27年度村の取組む主要政策」<http://shirakawa-go.org/wp-content/uploads/yosan27-3.pdf>（最終閲覧日 2016年11月7日）

岐阜県「世界文化遺産白川郷合掌集落整備事業費補助金」

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/zaisei/yosan/11105/04-23yosan-koukai-1.html>（最終閲覧日 2016年11月7日）

姫路市「平成27年度主たる施策の内容」<http://www.city.himeji.lg.jp/var/rev0/0067/6051/27syutaru.pdf>（最終閲覧日 2016年11月7日）

文化庁「平成27年度文化遺産を活かした地域活性化事業（世界文化遺産活性化事業）交付決定一覧」

http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/chiiki-kasseika/h27-kasseika/pdf/h27_sekai_ichiran.pdf

（最終閲覧日 2016年11月7日）

文化庁「平成27年度文化遺産を活かした地域活性化事業（地域の文化遺産次世代継承事業）交付決定一覧」

http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/chiiki-kasseika/h27-kasseika/pdf/h27_chiiki_ichiran.pdf

（最終閲覧日 2016年11月7日）

ため、受益に基づいた新たな費用負担の制度構築をするべきである。第 3 に、世界遺産とは人類共通の財産であり、皆で守り受け継がなければならないものであると規定されているため、多額の維持費や保護費を都道府県や市区町村などの行政負担だけにせず、世界的に希少で貴重な価値を享受している来訪者も、それに対する受益負担を担うべきである。第 4 に、予防的原則において、自然環境など 1 度壊れたものは元には戻らないため、あらかじめしっかりと管理体制を構築し、保全費用の在り方を考えるべきである。

次章では、先行研究を 2 つ取り上げ、そこから本稿の独自性について述べていく。

第 2 章 先行研究及び本稿の位置づけ

第 1 節 先行研究

本節では、第 3 章の実証分析に先立ち、日本の世界遺産登録地について遺産登録後の観光客の増加とその対応に関する研究を 2 つ取り上げる。

まず世界遺産登録地における観光動向に関する研究としては、新井(2008)がある。この研究では、自治体における入込数から遺産登録年前後の観光客数の推移をもとに、世界遺産の登録が地域に与える影響を検証している。その中で世界遺産登録地における課題として、遺産登録後の観光客増加の影響によるオーバーユースに伴う環境破壊や観光需要を狙った周辺の無秩序な開発問題等を各遺産地域で指摘する。そしてこれら遺産価値が失われるような現状を危惧し、地域資源の保全と活用を両立させた持続可能な観光地づくりに向けた対策が必要であるとしている。

また観光という社会現象によって起こる変化を重要な課題と捉え、その対応策として白神山地の入山規制を例に直接的な規制を論じたもので、吉田(2011)がある。この研究では、文化遺産の場合においては地域社会のアメニティ低下につながるような生活環境への強い作用を指摘する一方、自然遺産の場合にもオーバーユースから起こる自然環境の劣化を懸念している。また大量の来訪者流入というマス・ツーリズムの到来に際して、人間と自然のかかわり方における考え方を示しながら白神山地の自然保護や規制の必要性について述べている。

第2節 本稿の位置づけ

本稿では先行研究を参考に、環境保全を確保しつつ持続的に経済発展を実現することが求められる中で、世界遺産における環境保全と観光との両立化を目指すべく、実証分析および政策提言を行う。実証分析では、世界遺産登録に関する観光客の動向と、その遺産を所有する周辺地域の経済に与える影響を明らかにする。そして分析結果や世界遺産をめぐる保全現状を踏まえ、世界遺産の環境保全と観光振興における持続可能な在り方について、経済的手法の観点から受益に基づいた費用負担の制度構築に関する政策を提言する。

遺産登録地域における観光客数の動向およびその影響に関する先行研究は、吉田(2011)を参考に定性的な研究が多く、定量的な分析として新井(2008)では自治体データで観光客が増加傾向にあることを示すに留まった。本稿は、世界遺産登録による観光客の増加が与える影響に関してパネルデータ分析や産業連関分析を通じ、世界遺産の観光的な価値を定量化した点。またその観光価値に着目した上で、遺産としての価値の持続性に関し遺産環境の保全との両立を目指し、経済的手法に基づいて政策提言を行った点に本稿の新規性がある。

第3章 実証分析

本章では、パネルデータを用いた重回帰分析によって白神山地・小笠原諸島・屋久島・富士山・白川郷・姫路城の観光客数に影響を与えている要因を明らかにし、産業連関分析によって6つの世界遺産周辺地域の経済効果を明らかにする。

第1節 パネルデータによる世界遺産登録の効果の実証

本節では、世界遺産登録や、世界遺産地域での集金が世界遺産地域への観光客数にどれほどの影響を与えているのかについて、パネルを用いた分析を行った。データは6地域の1989年～2014年までの26期を時系列とするパネルデータを使用した。

① 変数選択

1. 被説明変数

被説明変数には白神山地・小笠原諸島・屋久島・富士山・白川郷・姫路城の世界遺産6地域への観光客数を用いた。各データについて、白神山地は青森県観光国際戦略局「青森

県観光入込客統計」、小笠原諸島は小笠原村「観光の動向について」、屋久島は種子屋久観光連絡協議会「屋久島入込客の推移」と公益社団法人日本観光振興協会「全国観光動向」、富士山は公益社団法人日本観光振興協会「全国観光動向」と山梨県「山梨県観光入込客統計調査報告書」、白川郷は白川村役場「白川村の観光統計」、姫路城は姫路市産業局観光交流推進室「姫路市入込観光客数調査」と姫路市「姫路城入場者数」からに基づいて作成した。

2. 説明変数

観光客数に影響を与える要因として、本稿では「実質実効為替レート」「名目 GDP」「世界遺産登録ダミー」「協力金・入場料ダミー」の4つを説明変数として用いる。データは、白神山地、小笠原諸島、姫路城が年度データで、屋久島、富士山、白川郷が暦年データとなっている。²³推定期間は1989年から2014年の26年間である。「世界遺産登録ダミー」はそれぞれ世界遺産に登録された年以降は1、それ以前は0の変数である。同じく「集金ダミー」は、導入された年以降を1、それ以前を0とした。推定年度以前から徴収金を一貫して行っている白川郷、姫路城の2地域は1、集金が行われていない小笠原諸島は0とした。なお、富士山、白神山地、屋久島に関しては協力金、姫路城に関しては入城料を集金として用いた。白川郷に関しては、車両でのアクセスが中心になるので、駐車場料金を集金とした。各説明変数の出所は、「実質実効為替レート」が日本銀行「主要時系列統計データ表(月次)」、「名目 GDP」が内閣府「2009年度国民経済計算(2000年基準・93SNA)国内総生産勘定(生産側及び支出側)」「2014年度国民経済計算(2005年基準・93SNA)国内総生産勘定(生産側及び支出側)」である。

これらの変数について、選択した理由を述べる。「実質実効為替レート」は、海外からの観光客の増減に関連性が強いのではないかと考えられる。また「名目 GDP」は、国民所得が上がることは観光客数の増加を招くことが予想される。「世界遺産登録ダミー」は、世界遺産登録されることによって知名度が上がることから、やはり観光客数は増加することが予想される。「集金ダミー」については、遺産地域に訪れるのに、協力金や入場料が設けられていることで、観光客が他の観光地を選択するインセンティブになってしまい、観光客を減少させてしまうことが予想される。以上のことから、4つの説明変数の選択を行った。

② モデルの選択

本節では各遺産地域への観光客数を被説明変数としてパネルデータ分析を行う。以下、モデル式および変数名について述べる。

²³ データの利用可能性から年度と暦年の統一を行うことが出来なかった。

●モデル式

$$Y_{it} = \alpha + \beta X_{it} + \delta_i + u_{it} \quad (i=1\sim6, t=1989\sim2014)^{24}$$

●変数

Y_{it} : 各遺産地域への観光客数

α : 定数項

β : 係数

X_{1it} : 実質実効為替レート

X_{2it} : 名目 GDP

X_{3it} : 世界遺産登録ダミー

X_{4it} : 協力金・入場料ダミー

δ_i : 個別効果

u_{it} : 誤差項

ここで、適切な分析方法を選択するために、Hausman 検定と Breusch-Pagan 検定を行った。Hausman 検定では、「GLS 推定値は一致性を持つ」という仮説を設定し検定を行った。この検定の結果としては、p 値=0.64 となり、仮説は棄却されない。また、Breusch-Pagan 検定では、「個別誤差の分散は 0 である」という仮説を設定し検定を行った。検定の結果として、p 値=0.000 となり、1%有意の有意水準で仮説は棄却された。このことからプーリング回帰モデルより変量効果モデルの方が適切であることがわかる。同時に、この推定では誤差項と説明変数の間には相関関係がなく、固定効果モデルよりも変量効果モデルの方が適切であることがわかる。以上の検定結果から、本稿では変量効果モデルを用いて分析を行う。

変量効果モデルを行うことによって、観測できない地域ごとの特性などである個別効果を誤差項の中に組み込むことが可能となり、地域間の異質性を考慮した推計を行うことが出来る。

③ 分析結果

以下の表 5 が、変量効果モデルを用いたパネルデータ分析の結果である。なお、統計ソフトは gretl を用いた。

²⁴ 年次効果については、各地域に共通の変数、実質実効為替レートと名目 GDP が含まれているので、考慮していない。

表 5：6 つの世界遺産の変量効果モデル分析結果

被説明変数：観光客数						
クロスセクション	白神山地	小笠原村	屋久島	富士山	白川郷	姫路城
時系列	1989～2014					
サンプルサイズ	156					
変数名	係数		t値			
	標準誤差		p値			
切片	2560000		3.565		***	
	719509		0.0004			
実質実効為替レート	-4363.05		-2.521		**	
	1730.39		0.0117			
名目GDP	-2.78988		-2.198		**	
	1.2693		0.028			
世界遺産登録ダミー	277693		3.451		***	
	80477.9		0.0006			
集金ダミー	-4631.5		-0.04549			
	101823		0.9637			
***は1％有意、**は5％有意、*は10％有意を示す。						

出典：筆者の推計

「実質実効為替レート」と「名目 GDP」はともに5%有意となった。このことから「実質実効為替レート」については円高になることによって、観光客数が減少するという予想された結果が見られた。しかし、「名目 GDP」については、予想された方向での有意ではなかった。この結果の原因としては、名目 GDP の上昇によって国民の所得が上昇することで、観光客が国内旅行よりも海外旅行を好む傾向が強くなることが考えられる。また、「世界遺産登録ダミー」は1%有意となり、非常に強い関連性が見られた。このことから、予想されたように世界遺産登録によって観光客数が増えることが分かった。「集金ダミー」は有意ではなかった。このことから、入場料が徴収されていることや、協力金が導入されたことによる観光客の減少をみられないという結果となった。

次節では、産業連関表を用いて、世界遺産が登録されることによって遺産地域にどれほどの経済効果がみられるかを分析する。

第2節 産業連関分析による世界遺産周辺地域の経済効果

本節では、青森県、秋田県、小笠原諸島、鹿児島県、山梨県、静岡県、岐阜県、兵庫県

よって増えた就業者数も合わせて確認する。各地域の観光客数の出所は図1と同じである。経済効果は各々、1人当たりの観光客消費額内訳に観光客数をかけ、さらに産業連関表の各列和をかけて算出した。

白神山地（1993年登録）では、登録前1990年と登録後1995年における経済効果を算出した。観光客数は1990年と1995年のデータを使用し、1990年と1995年の両県の1人当たりの観光消費額内訳は、青森県の1999年のデータ²⁵を基に推定した。産業連関表は両県ともに1990年（青森県35部門、秋田県38部門）と1995年（青森県35部門、秋田県34部門）²⁶を使用した。結果は表6である。1990年から1995年で生産額は約13億円増加している。

小笠原諸島（2011年登録）では、登録前2010年と登録後2012年における経済効果を算出した。観光客数は2010年と2012年を使用し、1人当たりの観光消費額内訳は1997年の小笠原村のデータ²⁷を使用した。また、産業連関表は小笠原村の2003年（18部門）のデータ²⁸を基に算出し、使用した。結果は表7である。2010年から2012年で生産額は約22億円増加している。

屋久島（1993年登録）では、登録前1990年と登録後1995年における経済効果を算出した。観光客数は1990年と1995年を使用し、1人当たりの観光消費額内訳は、鹿児島県鹿児島市の1990年と1995年の各データ²⁹を基に推定した。また産業連関表は、鹿児島県の1990年と1995年³⁰を使用した。結果は表8である。1990年から1995年で生産額は約4億円増加している。

富士山（2013年登録）では、登録前2012年と登録後2014年における経済効果を算出した。観光客数は2012年と2014年を使用し、1人当たりの観光消費額内訳は、山梨県は2012年と2014年の各データ³¹を使用し、静岡県は2009年の1人当たりの観光消費額内訳割合³²と2012年の静岡県の観光客と観光消費額³³を基に算出した。また、産業連関表は、両県の2011

²⁵生活情報センター 編(2003)『全国観光地観光客データブック 2003年版』生活情報センター

²⁶青森県(1995)『青森県経済の構造：平成2年青森県産業連関表報告書』青森県企画部統計課

青森県(1999)『青森県経済の構造：平成7年青森県産業連関表報告書』青森県企画部統計課

秋田県企画調整部情報統計課 編(1995)『秋田県産業連関表 平成2年』秋田県

秋田県企画調整部情報統計課(2000)『秋田県産業連関表 平成7年』秋田県企画調整部情報統計課／編

²⁷日本観光協会 編集(1995)『全国観光動向：観光地入込観光客統計 平成9年（度）』日本観光協会

²⁸国土交通省(2006)『平成17年度 小笠原における経済構造及び自立化調査 報告書』

<http://www.mlit.go.jp/common/001046507.pdf>（最終閲覧日 2016年11月7日）

²⁹森博幸(2015)『鹿児島市史第5巻』南日本新聞社

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kikakuzaisei/kikaku/seisaku-s/shise/shokai/documents/02-2-dai2hen-keizai-4-8syoun.pdf>（最終閲覧日 2016年11月7日）

³⁰鹿児島県(1995)『鹿児島県産業連関表 平成2年』鹿児島県企画部統計課

鹿児島県(2000)『鹿児島県産業連関表 平成7年』鹿児島県企画部統計課

³¹山梨県(2014)『平成26年山梨県観光入込客統計調査報告書』

https://www.pref.yamanashi.jp/kankou-k/documents/h26kankouirikomitoukei_houkokusyo.pdf（最終閲覧日 2016年11月7日）

山梨県(2012)『平成24年山梨県観光入込客統計調査報告書』

https://www.pref.yamanashi.jp/kankou-k/documents/h24kankouirikomitoukei_houkokusho.pdf（最終閲覧日 2016年11月7日）

³²静岡総合研究機構(2012)『新たな観光資源の創作に向けて』

<http://global-center.jp/sp/res/20120818-165215-2615.pdf>（最終閲覧日 2016年11月7日）

年(山梨県 37 部門、静岡県 37 部門)³⁴を使用した。結果は表 9 である。2012 年から 2014 年で生産額は約 208 億円増加している。

白川郷(1995 年登録)では、登録前 1990 年と登録後 2000 年における経済効果を算出した。観光客数は 1990 年と 2000 年を使用し、1 人当たりの観光消費額内訳は、岐阜県高山市の 2013 年のデータ³⁵を基に推定した。また、産業連関表は岐阜県の 1990 年(33 部門)と 2000 年(33 部門)³⁶を使用した。結果は表 10 である。1990 年から 2000 年で生産額は約 68 億円増加している。

姫路城(1993 年登録)では、登録前 1990 年と登録後 1995 年における経済効果を算出した。観光客数は 1990 年と 1995 年を使用し、1 人当たりの観光消費額内訳は、兵庫県姫路市の 2015 年のデータ³⁷を基に推定した。また産業連関表は、岐阜県の 1990 年(34 部門)と 1995 年(34 部門)³⁸を使用した。結果は表 11 である。1990 年から 1995 年で生産額は約 15 億円増加している。

以上の結果をまとめると、世界遺産に登録されることにより観光客が増加することで、各遺産地域の観光消費額が増え、6 つの世界遺産の周辺地域とも比較的大きな経済効果が見られた。

表 6：白神山地の産業連関分析結果

観光消費額	産業連関表部門	登録前(1990) 経済効果	登録後(1995) 経済効果
宿泊費	対個人サービス	7262万4912円	2億4155万2964円
城内交通費	運輸	7079万6516円	2億2462万2192円
買物・土産品費	商業	5424万4001円	1億7271万7496円
その他	対個人サービス	1億3621万3525円	4億5305万888円
青森県		3億3387万8953円	10億9194万3540円
宿泊費	対個人サービス	6033万5382円	1億8747万3697円
城内交通費	運輸	6533万3164円	2億0346万6672円
買物・土産品費	商業	4559万9389円	1億3712万8183円
その他	対個人サービス	1億1316万3580円	3億5162万1124円
秋田県		2億8443万1515円	8億7968万9675円
白神山地		6億1831万468円	19億7163万3215円
経済効果		13億5332万2746円	

出典：各種資料を基に筆者作成

³³国土交通省(2013)『共通基準による都道府県の観光入込客統計

<http://www.mlit.go.jp/common/000999350.pdf> (最終閲覧日 2016 年 11 月 7 日)

³⁴山梨県(2016)『山梨県産業連関表 平成 23 年』山梨県企画県民部統計調査課 編さん

静岡県(2016)『静岡県産業連関表 平成 23 年』静岡県政策企画部情報統計局統計利用課

³⁵高山市商工観光部観光課(2014)『平成 26 年 観光統計』

http://www.city.takayama.lg.jp/_res/projects/default_project/_page/_001/005/790/h26kankoutoukei.pdf (最終閲覧日 2016 年 11 月 7 日)

³⁶岐阜県(1995)『岐阜県産業連関表 平成 2 年』岐阜県企画部統計調査課 編

岐阜県(2005)『岐阜県産業連関表 平成 12 年』岐阜県知事公室統計調査課 編

³⁷兵庫県立大学政策科学研究所地域経済指標研究会(2016)『姫路城グランドオープン後の経済波及効果について』

<http://www.u-hyogo.ac.jp/outline/media/press/2016/pdf/20509press.pdf> (最終閲覧日 2016 年 11 月 7 日)

³⁸兵庫県(1995)『兵庫県産業連関表 平成 2 年』兵庫県企画部統計課 編

兵庫県(2000)『兵庫県産業連関表 平成 7 年概要・統計表編』兵庫県企画管理部管理局統計課

表 7：小笠原諸島の産業連関分析結果

観光消費額	産業連関表部門	登録前(2010) 経済効果	登録後(2012) 経済効果
宿泊代	宿泊業	11億5856万3268円	23億3590万1602円
食事代	飲食業	1億9056万9766円	3億8422万7805円
土産代	商業	3億237万2315円	6億964万4716円
小遣い	商業	2億5918万5644円	5億2257万1514円
施設見学及び島内交通費	運輸・通信	3億2474万7315円	6億5475万7314円
小笠原		22億3543万8308円	45億710万2952円
経済効果		22億7166万4644円	

出典：各種資料を基に筆者作成

表 8：屋久島の産業連関分析結果

観光消費額	産業連関表部門	登録前(1990) 経済効果	登録後(1995) 経済効果
宿泊費	対個人サービス	17億787万8784円	3億0451万3093円
みやげ品費	商業	1億4242万8075円	2億2896万8569円
交通費	運輸	1億4533万9419円	2億3133万9579円
雑費	商業	2億1039万8154円	3億5714万5176円
屋久島		6億7604万4432円	11億2196万6417円
経済効果		4億4592万1985円	

出典：各種資料を基に筆者作成

表 9：富士山の産業連関分析結果

観光消費額	産業連関表部門	登録前(2012) 経済効果	登録後(2014) 経済効果
交通費	運輸・郵便	47億4435万5615円	73億1205万5520円
宿泊費	対個人サービス	120億719万5299円	171億5275万7119円
土産・買物費等	商業	108億2879万9345円	95億8943万6909円
飲食費	飲食料品	67億9228万998円	97億4032万8591円
入場料・観覧費	対個人サービス	24億5977万6047円	40億2491万4403円
その他	対個人サービス		90億3511万5087円
山梨県		368億3240万7303円	568億5460万7630円
交通費	運輸・郵便	12億7112万9052円	14億9612万6408円
宿泊費	対個人サービス	16億7600万7414円	19億7267万635円
飲食費	飲食料品	8億149万9450円	9億4336万9591円
買い物・土産	商業	8億8698万8208円	10億4399万364円
施設使用料等	対個人サービス	2億7604万8280円	3億2491万457円
その他	対個人サービス	1971万7734円	2320万7890円
静岡県		49億3139万138円	58億427万5345円
富士山		417億6379万7441円	626億5888万2975円
経済効果		208億9508万5534円	

出典：各種資料を基に筆者作成

表 10：白川郷の産業連関分析結果

観光消費額	産業連関表部門	登録前(1990) 経済効果	登録後(2000) 経済効果
宿泊費	対個人サービス	15億3516万8022円	53億2918万4372円
飲食費	食料品	4億3194万3685円	13億7017万1183円
土産品費	商業	5億1135万8764円	15億4823万6917円
交通費	運輸	2億2789万0630円	8億1026万4476円
見学費	対個人サービス	9979万3075円	3億4642万1817円
その他	対個人サービス	8369万7418円	2億9054万7331円
白川郷		28億8985万1595円	96億9482万6096円
経済効果		68億0497万4501円	

出典：各種資料を基に筆者作成

表 11：姫路城の産業連関分析結果

観光消費額	産業連関表部門	登録前(1990) 経済効果	登録後(1995) 経済効果
交通費	運輸	27億8373万1127円	30億4769万2948円
宿泊費	対個人サービス	7億4637万4709円	9億2465万8455円
お土産	商業	8億6199万2392円	10億2742万2789円
飲食費	食料品	34億6932万5294円	39億7056万9344円
入場料	対個人サービス	15億5815万3386円	19億3034万3682円
その他	対個人サービス	6925万1262円	8億5793万0543円
姫路城		94億8882万8169円	109億8648万0272円
経済効果		14億9765万2103円	

出典：各種資料を基に筆者作成

また、経済効果によって増えた就業者数を確認する。生産額の拡大に比例して就業者数も増加すると仮定して算出した。表 12～17 の通りである。県内総生産額と就業者数から 1 人当たりの生産量を算出し、先ほど求めた世界遺産登録の経済効果で割ることで、遺産登録で増加した就業者数を算出した。なお、就業者は市町村別、産業別のデータを使用した。

白神山地では、1990 年の県内総生産額と 1990 年の産業別就業者数のうち、建設業、製造業、運輸・通信業、サービス業の計 4 項目の総計を使用した。青森県側は 1990 年と 1995 年で 510 人増加している。また、登録によってもたらせる増加人数は 82 人と算出でき、増加人数のうち約 16%が世界遺産登録によってもたらせたと言える。秋田県側は 1990 年と 1995 年で 68 人増加している。また、登録によってもたらせる増加人数は 63 人と算出でき、増加人数のうち約 92%が世界遺産登録によってもたらせたと言える。

小笠原諸島では、2011 年の県内生産額と 2010 年の産業別就業者数のうち、建設業、製造業、運輸業・郵便業、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、複合サービス事情、サービス業の計 8 項目の総計を使用した。登録によってもたらせる増加人数は 58 人と算出することができる。

屋久島では、1990 年の県内総生産額 と 1990 年の産業別就業者数のうち、建設業、製造業、運輸・通信業、サービス業の計 4 項目の総計を使用した。鹿児島県は 1990 年と 1995

年で 496 人増加している。また、登録によってもたらせる増加人数は 496 人と算出でき、増加人数のうち約 8%が世界遺産登録によってもたらせたと言える。

富士山では、2011 年の県内生産額と 2010 年の産業別就業者数のうち、建設業、製造業、運輸業・郵便業、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、複合サービス事情、サービス業の計 8 項目の総計を使用した。静岡県は登録によってもたらせる増加人数は 54 人と算出することができる。また、山梨県は登録によってもたらせる増加人数は 1362 人と算出することができる。

白川郷では、1990 年の県内総生産額と 1990 年の産業別就業者数のうち、建設業、製造業、運輸・通信業、サービス業の計 4 項目の総計を使用した。岐阜県は 1990 年と 2000 年で 315 人増加している。また、登録によってもたらせる増加人数は 571 人と算出でき、増加人数のうち約 181%が世界遺産登録によってもたらせたと言える。これは、登録によってもたらせる増加率はすべてが世界遺産によるものと言える。

姫路城では、1990 年の県内総生産額と 1990 年の産業別就業者数のうち、建設業、製造業、運輸・通信業、サービス業の計 4 項目の総計を使用した。兵庫県は 1990 年と 1995 年で 15,047 人増加している。また、登録によってもたらせる増加人数は 103 人と算出でき、増加人数のうち約 1%が世界遺産登録によってもたらせたと言える。

以上の結果をまとめると、世界遺産に登録されることにより就業者数が増加することが言える。

表 12：白神山地地域の就業者数と観光関連業就業者数の増加

	青森県	秋田県
平成 2 年度 県内生産額 (円)	6,623,928,709,000	5,814,599,000
平成 2 年度 就業者数 (人)	717,945	614,522
就業者 1 人当たりの生産量 【県内生産額/就業者数】	9,226,234	9,461,987
経済効果 【平成 2 年度と 7 年度の差】	758,064,587	595,258,159
遺産地域で増加した就業者数 (人) 【経済効果/就業者 1 人当たりの生産量】	82	63

		平成 2 年度	平成 7 年度	増加人数	世界遺産登録での増加人数
青森県	鱸ヶ沢町	3,947	4,408	461	
	深浦町	2,961	2,987	26	
	西目屋村	641	664	23	
	合計	7,549	8059	510	82
秋田県	藤里町	1,732	1,800	68	63

出典：各種資料を基に筆者作成

表 13：小笠原諸島地域の就業者数の増加

	東京都
平成 2 3 年度 県内生産額 (円)	163,343,196,000,000
平成 2 2 年度 就業者数(人)	6,012,536
就業者1人当たりの生産量	27,167,105
【県内生産額/就業者数】	
経済効果	2,271,664,644
【平成 2 2 年度と 2 4 年度の差】	
遺産地域で増加した就業者数 (人)	84
【経済効果/就業者1人当たりの生産量】	

出典：各種資料を基に筆者作成

表 14：屋久島地域の就業者数と観光関連業就業者数の増加

	鹿児島県
平成 2 年度 県内生産額 (円)	8,277,084,800,000
平成 2 年度 就業者数(人)	820,576
就業者1人当たりの生産量	10,086,920
【県内生産額/就業者数】	
経済効果	445,921,985
【平成 2 年度と 7 年度の差】	
遺産地域で増加した就業者数 (人)	44
【経済効果/就業者1人当たりの生産量】	

		平成 2 年度	平成 7 年度	増加人数	世界遺産登録での増加人数
鹿児島県	上屋久町	2,360	2,602	242	
	屋久町	1,988	2,242	254	
	合計	4,348	4,844	496	44

出典：各種資料を基に筆者作成

表 15：富士山地域の就業者数の増加

	静岡県	山梨県
平成 2 3 年度 県内生産額 (円)	30,711,198,000,000	6,096,031,000,000
平成 2 2 年度 就業者数(人)	1,897,194	414,569
就業者1人当たりの生産量	16,187,695	14,704,503
【県内生産額/就業者数】		
経済効果	872,885,207	20,022,200,327
【平成 2 4 年度と 2 6 年度の差】		
遺産地域で増加した就業者数 (人)	54	1362
【経済効果/就業者1人当たりの生産量】		

出典：各種資料を基に筆者作成

表 16：白川郷地域の就業者数と観光関連業就業者数の増加

	岐阜県
平成 2 年度 県内生産額 (円)	12,848,951,290,000
平成 2 年度 就業者数 (人)	1,077,468
就業者 1 人当たりの生産量 【県内生産額/就業者数】	11,925,135
経済効果 【平成 2 年度と 12 年度の差】	6,804,974,501
遺産地域で増加した就業者数 (人) 【経済効果/就業者 1 人当たりの生産量】	571

	平成 2 年度	平成 12 年度	増加人数	世界遺産登録での増加人数
岐阜県 白川村	973	1,288	315	571

出典：各種資料を基に筆者作成

表 17：姫路城地域の就業者数と観光関連業就業者数の増加

	兵庫県
平成 2 年度 県内生産額 (円)	37,154,010,000,000
平成 2 年度 就業者数 (人)	2,543,402
就業者 1 人当たりの生産量 【県内生産額/就業者数】	14,607,997
経済効果 【平成 2 年度と 7 年度の差】	1,497,652,103
遺産地域で増加した就業者数 (人) 【経済効果/就業者 1 人当たりの生産量】	103

	平成 2 年度	平成 7 年度	増加人数	世界遺産登録での増加人数
兵庫県 姫路市	190,918	205,965	15,047	103

出典：各種資料を基に筆者作成

第 4 章 政策提言

前章では、白神山地・小笠原諸島・屋久島・富士山・白川郷・姫路城について、世界遺産登録されたことで起こる影響を变量効果モデル分析や産業連関分析によって分析した。变量効果モデル分析では、世界遺産登録による観光客の増加に強い有意がみられ、また、「徴収金ダミー」には有意は見られなかった。産業連関分析では、世界遺産登録は周辺地域経済に経済効果をもたらし、就業者数にも影響を及ぼすことがわかった。この結果から、世界遺産登録により観光客数が増加することによって、世界遺産地域の経済は活性化されること、また、徴収金の有無と観光客数の間には相関関係は見られず、徴収金の導入によって、地域経済に負の影響を与えないことがわかった。

したがって本章では、世界遺産の環境保全政策について経済的手法から、遺産の環境保全と観光振興の両立を目的とした徴収金と税制の導入に関する政策提言を行う。

第1節 政策提言の方向性

本章では、世界遺産の環境保全政策について経済的手法から、遺産の環境保全と観光振興の両立を目的とした徴収金と税制の導入に関する政策提言を行う。現在は、国や多くの地方自治体が管理費や維持費を賄っている状況にあるが、ユネスコにおいて、世界遺産は未来へと伝えていかなくてはならない人類共通の財産であり、皆でしっかりと守っていく必要がある。このことから我々は、世界遺産地域の応益を受ける主体全体が世界遺産保全を行うために、世界遺産地域の来訪者への徴収金の導入及び、その地方公共団体の住民への世界遺産税制の導入を提言する。

第2節 徴収金導入に関する提言

本節では、徴収金を導入する際の金額を算出し、導入において危惧される観光客数の動向と導入コストについて述べ、世界遺産の来訪者への徴収金の導入について提言を行う。

来訪者から徴収を行う正当性としては、以下の3点が挙げられる。第1に世界遺産とは人類共通の財産であり、皆で守り受け継がなければならないものであるため、多額の維持費や保護費の負担は、都道府県や市区町村などの行政だけが背負うのではなく、来訪者も担うべきである。第2に、来訪者は世界的に希少性・貴重性を認められた世界遺産を観光地として訪れることで、希少で貴重な価値を享受しているため、それに対する受益負担を担うべきである（受益者負担の原則）³⁹。第3に、平成26年6月18日に参議院本会議で可決・成立した「地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律案」⁴⁰によって入域料⁴¹導入の法定化が定められたため、活用するべきである。

具体的な徴収金導入金額については、現在日本の世界遺産に登録されている物件で徴収している金額を基に平均し、金額を算出した。算出の際に参考にした遺産の一覧は表18である。算出の際に日本の世界遺産での徴収金のみを参考にした理由は、各国の財政状況等により世界遺産に対する交付金の程度が異なり、遺産地での財源確保を必要としているかしていないかで徴収金額の差が激しいため、日本で導入する際の適した金額が算出できないからである。

³⁹ 受益者負担の原則とは、特定の利益（例えば、保養、健康増進、精神的やすらぎなど自然環境の利用による利益）を受けた者が利益に応じて費用を負担するという考え方をいう。環境基本法（平成5年法律第91号）第38条などで規定されている。

⁴⁰ 環境委員会調査室「入域料、ナショナル・トラスト活動の法定化―地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律案―」
http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2014pdf/20140908068.pdf（最終閲覧日2016年11月7日）

⁴¹ 本法では、徴収金を「入域料」と定義している。

表 18：徴収金を行っている日本の世界遺産一覧

登録年	記載物件名	具体的な物件	所在地	徴収金
1993	法隆寺地域の仏教建造物	法隆寺	奈良県斑鳩町	1,500
		法起寺		300
1993	姫路城		兵庫県姫路市	1,000
1994	古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）	賀茂別雷神社（上賀茂神社）	京都府宇治市	600
		賀茂御祖神社（下鴨神社）	京都府京都市	500
		教王護国寺	滋賀県大津市	500
		清水寺		400
		延暦寺		700
				500
		醍醐寺		1,500
				600
				600
		仁和寺		500
		平等院		600
		宇治上神社		0
		高山寺		800
		西芳寺		3,000
		天龍寺		500
				800
		鹿苑寺		400
		慈照寺		500
		龍安寺		500
		本願寺		0
		二条城		600
1995	白川郷・五箇山の合掌造り集落	白川村荻町地区	岐阜県白川村	500
		平村相倉地区	富山県南砺市	500
		上平村菅沼地区		500
1996	原爆ドーム		広島県広島市	200
1996	厳島神社	厳島神社	広島県廿日市市	300
1998	古都奈良の文化財	東大寺	奈良県奈良市	450
		興福寺		600
				300
		春日大社		500
		春日山原始林		0
				500
		元興寺		500
		薬師寺		800
		唐招提寺		600
		平城宮跡		0
1999	日光の社寺	二荒山神社	栃木県日光市	200
		東照宮		1,300
		輪王寺		900
2000	琉球王国のグスク及び関連遺産群	今帰仁城跡	沖縄県うるま市	400
		座喜味城跡	沖縄県北中城村	0
		勝連城跡	沖縄県中城村	0
		中城城跡	沖縄県那覇市	400
		首里城跡	沖縄県今帰仁村	820
		玉陵	沖縄県南城市	300
		識名園	沖縄県読谷村	400
		斎場御嶽		300
2005	紀伊山地の霊場と参詣道	吉野水分神社	三重県紀宝町・紀北町	0
		金峯神社	三重県大紀町・御浜町	0
		金峯山寺	奈良県上北山村・川上村	500
		吉水神社	奈良県黒滝村・五條市	400
		大峰山寺	奈良県下北山村・天川村	0
		熊野本宮大社	奈良県十津川村・野迫川村	0
		熊野速玉大社	奈良県吉野町	0
		熊野那智大社	和歌山県かつらぎ町・九度山町	0

(表 18 の続き)

		青岸渡寺	和歌山県高野町・白浜町	300
		那智大滝	和歌山県新宮市・すさみ町	300
		楠陀洛山寺	和歌山県田辺市・那智勝浦町	0
		丹生都比売神社		0
		金剛峰寺		500
		慈尊院		0
		丹生官省符神社		0
2005	知床		北海道斜里町・羅臼町	500
2007	石見銀山遺跡とその文化的景観	銀山柵内	島根県大田市	410
		代官所跡		500
		矢滝城跡		0
		矢筈城跡		0
		石見城跡		0
		熊谷家住宅		500
		羅漢寺五百羅漢		500
2011	平泉—仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群—	中尊寺	岩手県平泉町	1,200
		毛越寺		500
		観自在王院跡		0
		無量光院跡		0
		金鶏山		0
2013	富士山—信仰の対象と芸術の源泉—	富士山城	山梨県忍野村	0
		富士山本宮浅間大社	山梨県鳴沢村	0
		山宮浅間神社	山梨県富士河口湖町	0
		村山浅間神社	山梨県富士吉田市	0
		須山浅間神社	山梨県身延町	0
		富士浅間神社(須走浅間神社)	山梨県山中湖村	0
		河口浅間神社	静岡県小山町	0
		富士御室浅間神社	静岡県御殿場市	0
		御師住宅(旧外川家住宅)	静岡県静岡市	100
		御師住宅(小佐野家住宅)	静岡県裾野市	300
		忍野八海	静岡県富士市	300
		船津胎内樹型	静岡県富士宮市	200
		人穴富士講遺跡		0
		白糸ノ滝		500
2014	富岡製糸場と絹産業遺産群	富岡製糸場	群馬県伊勢崎市	1,000
		田島弥平旧宅	群馬県下仁田町	0
		高山社跡	群馬県富岡市	0
		荒船風穴	群馬県藤岡市	500
2015	明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業	萩反射炉	福岡県大牟田市	0
		恵美須ヶ鼻造船所跡	福岡県北九州市	0
		大板山たたら製鉄遺跡	福岡県中間市	0
		松下村塾	佐賀県佐賀市	100
		旧集成館	長崎県長崎市	1,000
		寺山炭窯跡	熊本県荒尾市	0
		関吉の疎水溝	熊本県宇城市	0
		韭山反射炉	鹿児島県鹿児島市	100
		橋野鉄鉱山	山口県萩市	0
		三重津海軍所跡	岩手県釜石市	0
		小菅修船場跡	静岡県伊豆の国市	0
		三菱長崎造船所旧木型場		800
		高島炭坑		0
		端島炭坑		300
		旧グラバー住宅		610
		三池炭鉱		410
2016	ル・コルビュジエの建築作品—近代建築運動への顕著な貢献—	国立西洋美術館	東京都台東区	430

出典：各種資料を基に作成

表 18 の徴収金額を徴収物件数で割って平均を出した結果、576 円と算出された。しかし、実際に徴収金の金額を 576 円とすると、釣り銭を用意するコストがかかるため、10 の位を切り捨てて 500 円での導入を提言する。表 18 であるように、未だ徴収金を取っていない物件に関しては、強制的に徴収金制度を導入することはせず、導入の実施は財源状況等を踏まえた上で各世界遺産の管理機関の判断に任せる。また、表 19 は現在徴収金を取っておらず、徴収を行う体制の構築が困難であると思われる遺産物件であり、困難であると思われる理由に関しては備考欄に記載したものである。

表 19：世界遺産一覧から表 18 を除いた世界遺産一覧

登録年	記載物件名	具体的な物件	備考
1996	厳島神社	厳島	島
2004	紀伊山地の霊場と参詣道	吉野山	山
		那智原始林	林
		大峰奥駈道	道
		熊野参詣道中辺路	道
		熊野参詣道小辺路	道
		熊野参詣道大辺路	道
		熊野参詣道伊勢路	道
		高野山町石道	道
2007	石見銀山遺跡とその文化的景観	大森・銀山重要伝統的建造物群保存地区	街並み
		宮ノ前	区
		石見銀山街道鞆ヶ浦道	道
		石見銀山街道温泉津・沖泊道	道
		鞆ヶ浦	湾
		沖泊	湾
		温泉津重要伝統的建造物群保存地区	街並み
2015	富士山－信仰の対象と芸術の源泉－	山中湖	湖
		河口湖	湖
		吉田胎内樹型	非公開
		三保松原	街並み
2015	明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業	萩城下町	城下町
		三菱長崎造船所第三船渠	非公開
		三菱長崎造船所ジャイアント・カンチレバークレーン	非公開
		三菱長崎造船所占勝閣	非公開
		三池港	港
		三角西港	港
		官営八幡製鐵所	非公開
		遠賀川水源地ポンプ室	非公開

出典：各種資料を基に作成

徴収金の導入にあたって危惧される、観光客数の動向については第 3 章の第 1 節に述べた変量効果モデル分析と先行研究を用いて考えていく。変量効果モデル分析においては徴収金を導入している 6 地域（白神山地・小笠原諸島・屋久島・富士山・白川郷・姫路城）

で、徴収金を取ることで観光客数に影響を与えるかどうかを見た。結果、有意は出なかったため、徴収金を取っても観光客は減らないと推定した。また、吉田謙太郎(2015)「日本の世界自然遺産及び富士山への入域料に関する支払意思額と規定要因」より、世界自然遺産(屋久島、白神山地、知床、小笠原諸島)と文化遺産(富士山)を対象とし、PES の一類型である入域料への支払意思額とその規定要因について、2015 年 3 月に(株)マクロミルに登録した全国のモニター420 名を対象にCVM調査をした結果、訪問経験のない回答者の支払意思額は、白神山地が 1097 円、小笠原諸島が 1248 円、屋久島が 1535 円、富士山が 1393 円、訪問経験のある回答者の支払意思額は、白神山地が 1542 円、小笠原諸島が 2013 円、屋久島が 2084 円、富士山が 1393 円となっている。富士山の訪問経験の係数推定値は統計的に有意に 0 と異なるため参考値扱いとする。このことより、来訪者の支払意思額は検討している徴収金額の 500 円よりも高額であるため、500 円の徴収金を導入しても観光客は減らないと考えられる。

導入した際の 6 つの世界遺産地の徴収金額は、平成 26 年度の観光客数を使用し算出した。表 20 の通りである。また、導入した際の人件費のコストについては、環境省「世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金の実施に向けた方針について」⁴²の金額を基に、3 地域(白神山地・小笠原諸島・富士山)での人件費も推定した。屋久島では「屋久杉自然館」「淀川登山口」の 2 ヶ所で取ると、総額 843 万 4250 円かかり、1 ヶ所当たり 421 万 7125 円となる。白神山地では、白神山地ビジターセンターと秋田白神山地まるごとガイド⁴³が推奨しているコースから「森の物産館キョロロ」「一ツ森峠登山口」「白神岳登山口 駐車場」「津軽峠駐車場」「小岳登山口」「樺岱登山口」「立俣沢登山口」「暗門の滝入り口」の 8 ヶ所で徴収すると考えると、1 年で総額 3373 万 7000 円かかる。小笠原諸島では、島に入った所で徴収とした場合、総額 421 万 7125 円かかる。富士山では、協力金を取っているところを参考にした。⁴⁴「吉田ルート 5 合目」「吉田ルート 6 合目」「吉田ルート富士北麓駐車場」「須走ルート 5 合目」「御殿場新 5 合目」「富士宮ルート 5 合目」「富士宮ルート水ヶ塚駐車場」の 7 ヶ所で徴収すると考えると、1 年で総額 2951 万 9875 円かかる。しかし、表 20 の徴収金額とコストを比べても、十分な財源確保が可能となる。

次節では、世界遺産を所有している市区町村の住民への世界遺産税制の導入について提言を行う。

⁴² 環境省「世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金の実施に向けた方針について」
https://www.env.go.jp/park/yakushima/ywhcc/tozan/sangaku_kaigi/11/kyouryokukin.pdf (最終閲覧日 2016 年 11 月 7 日)

⁴³ 白神山地ビジターセンター「
<http://www.shirakami-visitor.jp/course.html> (最終閲覧日 2016 年 11 月 7 日)
秋田白神山地まるごとガイド「散策・登山コースについて」
<http://www.shirakami-fujisato.com/guide/index2.html> (最終閲覧日 2016 年 11 月 7 日)

⁴⁴ 富士登山オフィシャルサイト「富士山保全協力金」
<http://www.fujisan-climb.jp/manner/kyoryokukin.html> (最終閲覧日 2016 年 11 月 7 日)

表 20：平成 26 年度における徴収金額

世界遺産地	平成26年度 観光客数	徴収金	収入
白神山地	344, 112	500	1億7205万6000円
小笠原諸島	39, 901	500	1995万0469円
屋久島	284, 684	500	1億4234万2000円
富士山	3, 409, 154	500	17億0457万6911円
白川郷	1, 501, 000	500	7億5050万円
姫路城	918, 643	1, 000	9億1864万3000円

出典：筆者推計

第 3 節 世界遺産税制導入に関する提言

本節では、具体的な課税制度設計にあたり世界遺産税を導入する正当性述べ、地方における独自課税の現状における実現可能性を踏まえた上で導入金額を算出する。

まず遺産地域住民から世界遺産税の徴収を行う正当性としては、以下の 2 点が挙げられる。第 1 に、世界遺産に登録された遺産の保全は、その所有国と所有地方自治体の自助で行うことが原則となっている。第 2 に、第 3 章第 2 節の産業連関分析において明らかにしたように、世界遺産登録により経済効果と雇用創出の面で、遺産地域とその地域住民は応益を受けているため、受益者負担の法則に基づき世界遺産の保全金を負担するべきである。

次に地方における独自課税の現状を踏まえた実現可能性の面から、世界遺産税の導入を検討する。2000 年 4 月施行の地方分権一括法による地方税法の改正によって「法定外目的税」の創設及び法定外税の「国による許可制」を廃止して「国との事前協議制」が導入された。このことで都道府県において独自課税がしやすくなったことを契機とし、現在地方における独自課税が進んでいる。ここで都道府県における独自課税、すなわち課税自主権の法的位置づけを明確にしておく。現行の地方税法において、都道府県が課すことができる税目としては普通税と目的税の 2 種類があり（地方税法 4 条 1 項）、普通税については 10 税目、目的税については 2 税目を法定している（同法同条 2 項・4 項・5 項）。その上で都道府県には、これら法定税目の他に別の税目を起こして普通税・目的税を課すことを認めている（同法同条 3 項・6 項）。これが法定外普通税（同法 259～291 条）及び法定外目的税（同法 731～733 条の 27）である。また、地方税法は地方税の税率として、標準税率・一定税率・制限税率等を定めている。標準税率とは「地方団体が課税する場合に通常よるべき税率でその財政上その他の必要があると認める場合においては、これによることを要しない税率」（同法 1 条 1 項 5 号前段）であり、この標準税率を超える税率で課税を行うことを超過課税という。現行法上、都道府県の課税自主権の活用方法としては、都道府県税で標準税率が定められている 10 税目に対する超過課税の実施及び法定外税（法定外普通税・法定外目的税）の創設という 2 つの方式が認められており、各都道府県はこの 2 つの方式によって課税自主権を行使することが許されている。

以上を踏まえた上でここからは、遺産の環境保全と観光振興の両立を目的とした世界遺産税制の導入を検討するにあたり、都道府県における独自課税方式について法定外目的税及び、超過課税の方式から実現可能性を検証する。まず法定外目的税は、法定外税のうち地方自治体が特定の使用目的や事業の経費とするために、地方税法に定められていない税目を条例で定めて設けることのできる税であり、目的税のため税収の使途が明確ではあるが、徴税システムの変更に伴うコストが大きいという特徴をもつ。その一方で超過課税は、既存の徴税システムを利用できコストを抑えられることはできるが、税収が一般会計のため使途の明確化が図りづらい。しかしながら、県民税の超過課税による森林環境税を例にとると、その超過課税の税収の使途を特定化するための措置として、森林環境税を導入している各県（山口県と鹿児島県を除く）では基金を設置している。基金を設置することにより、普通税である県民税の税収を、一般財源（標準税率部分）と特定財源（超過課税部分）に区分し、特定財源部分の税収を「従来の森林施策を超えた特別な施策」に充当している。このようにすることで超過課税における使途の明確化の困難は乗り越えられることから、超過課税の方式をとることで既存の徴税システムを活用した低コストかつ確実な税収を確保することができるといえる。

具体的な導入税額については、各都道府県の住民税に均等割で、環境目的に標準税率を超えて超過課税している税額を基に平均し、金額を算出した。算出にあたり、参考にした税額の一覧は表 21 である。

表 21：都道府県別 住民税に均等割超過課税一覧

都道府県	超過課税金額	超過課税詳細
岩手県	1,000	いわての森林づくり県民税
宮城県	1,200	みやぎ環境税
秋田県	800	秋田県水と緑の森づくり税
山形県	1,000	やまがた緑環境税
福島県	1,000	森林環境税
茨城県	1,000	森林湖沼環境税
栃木県	700	とちぎの元気な森づくり県民税
群馬県	700	ぐんま緑の県民税
神奈川県	300	水源環境保全税
横浜市	900	横浜みどり税
富山県	500	水と緑の森づくり税
石川県	500	いしかわ森林環境税
山梨県	500	森林環境税
長野県	500	長野県森林づくり県民税
岐阜県	1,000	清流の国ぎふ森林・環境税
静岡県	400	森林（もり）づくり県民税
愛知県	500	あいち森と緑づくり税

(表 21 の続き)

三重県	1,000	みえ森と緑の県民税
滋賀県	800	琵琶湖森林づくり県民税
兵庫県	800	県民緑税
奈良県	500	森林環境税
和歌山県	500	紀の国森づくり税
鳥取県	500	森林環境保全税
島根県	500	水と緑の森づくり税
岡山県	500	おかやま森づくり県民税
広島県	500	ひろしまの森づくり県民税
山口県	500	やまぐち森林づくり県民税
愛媛県	700	森林環境税
高知県	500	森林環境税
福岡県	500	森林環境税
佐賀県	500	森林環境税
長崎県	500	ながさき森林環境税
熊本県	500	水とみどりの森づくり税
大分県	500	森林環境税
宮崎県	500	森林環境税
鹿児島県	500	森林環境税

出典：各都道府県のホームページから筆者作成

表 21 の税額を導入している都道府県数で割って平均を出した結果、647 円と算出された。税制においては、税額は 10 の位を切り捨てるため、600 円での導入を提言する。またこのとき世界遺産税に関し、受益者負担の原則に立ち返って遺産周辺地域住民から世界遺産税の徴収を行うこと、すなわち市区町村民税に均等割で超過課税を課することが妥当であると考え。現在の各遺産地における現行の市区町村民税に、先ほど算出した 600 円の超過課税を行った場合は表 22 の赤字の通りに示される。また、導入した際の 6 つの世界遺産地の税収の金額は、平成 25 年度の納税者数を使用し算出した。表 23 の通りである。

表 22：現在の世界遺産所有市町村に世界遺産税を導入した際の市町村税額一覧

都道府県	市区町村	均等割	
		都道府県	市区町村
北海道		1,500	3,500
	斜里町	1,500	4,100
	羅臼町	1,500	4,100
	夕張市	1,500	4,000
青森県		1,500	3,500
	鯺ヶ沢町	1,500	4,100
	深浦町	1,500	4,100
	西目屋村	1,500	4,100
岩手県		2,500	3,500
	釜石市	2,500	4,100
	平泉町	2,500	4,100
宮城県		2,700	3,500
秋田県		2,300	3,500
	藤里町	2,300	4,100
山形県		2,500	3,500
福島県		2,500	3,500
茨城県		2,500	3,500
栃木県		2,200	3,500
	日光市	2,200	4,100
群馬県		2,200	3,500
	伊勢崎市	2,200	4,100
	下仁田町	2,200	4,100
	富岡市	2,200	4,100
	藤岡市	2,200	4,100
埼玉県		1,500	3,500
千葉県		1,500	3,500
東京都		1,500	3,500
	台東区	1,500	4,100
神奈川県		1,800	3,500
	横浜市	1,800	4,400
新潟県		1,500	3,500
富山県		2,000	3,500
	南砺市	2,000	4,100
石川県		2,000	3,500
福井県		1,500	3,500
山梨県		2,000	3,500
	忍野村	2,000	4,100
	鳴沢村	2,000	4,100
	富士河口湖町	2,000	4,100
	富士吉田市	2,000	4,100
	身延町	2,000	4,100
	山中湖村	2,000	4,100
長野県		2,000	3,500
岐阜県		2,500	3,500
	白川村	2,500	4,100

(表 22 の続き)

静岡県		1,900	3,500
	伊豆の国市	1,900	4,100
	小山町	1,900	4,100
	御殿場市	1,900	4,100
	静岡市	1,900	4,100
	裾野市	1,900	4,100
	富士市	1,900	4,100
愛知県		2,000	3,500
	名古屋市	2,000	3,300
三重県		2,500	3,500
	紀宝町	2,500	4,100
	紀北町	2,500	4,100
	大紀町	2,500	4,100
滋賀県		2,300	3,500
	大津市	2,300	4,100
京都府		1,500	3,500
	宇治市	1,500	4,100
	京都市	1,500	4,100
大阪府		1,500	3,500
兵庫県		2,300	3,500
	姫路市	2,300	4,100
奈良県		2,000	3,500
	斑鳩町	2,000	4,100
	上北山村	2,000	4,100
	川上村	2,000	4,100
	黒滝村	2,000	4,100
	五條市	2,000	4,100
	下北山村	2,000	4,100
	天川村	2,000	4,100
	十津川村	2,000	4,100
	奈良市	2,000	4,100
	野迫川村	2,000	4,100
	吉野町	2,000	4,100
和歌山県		2,000	3,500
	かつらぎ町	2,000	4,100
	九度山町	2,000	4,100
	高野町	2,000	4,100
	白浜町	2,000	4,100
	新宮市	2,000	4,100
	すさみ町	2,000	4,100
	田辺市	2,000	4,100
鳥取県		2,000	3,500
		2,000	3,500
島根県		2,000	3,500
	大田市	2,000	4,100
岡山県		2,000	3,500

(表 22 の続き)

広島県		2,000	3,500
	廿日市市	2,000	4,100
	広島市	2,000	4,100
山口県		2,000	3,500
	萩市	2,000	4,100
徳島県		1,500	3,500
香川県		1,500	3,500
愛媛県		2,200	3,500
高知県		2,000	3,500
福岡県		2,000	3,500
	大牟田市	2,000	4,100
	北九州市	2,000	4,100
	中間市	2,000	4,100
佐賀県		2,000	3,500
	佐賀市	2,000	4,100
長崎県		2,000	3,500
	長崎市	2,000	4,100
熊本県		2,000	3,500
	荒尾市	2,000	4,100
	宇城氏	2,000	4,100
大分県		2,000	3,500
宮崎県		2,000	3,500
鹿児島県		2,000	3,500
	鹿児島市	2,000	4,100
	屋久島町	2,000	4,100
沖縄県		1,500	3,500
	うるま市	1,500	4,100
	北中城村	1,500	4,100
	金武町	1,500	3,200
	中城村	1,500	4,100
	那覇市	1,500	4,100
	今帰仁村	1,500	4,100
	南城市	1,500	4,100
	読谷村	1,500	4,100

出典：筆者推計より作成

表 23：平成 25 年度における世界遺産税収

世界遺産地	徴収金収入	世界遺産税収	合計
白神山地	1億7205万6000円	448万7400円	1億7654万3400円
小笠原諸島	1995万0469円	97万1400円	2092万1869円
屋久島	1億4234万2000円	266万1600円	1億4500万3600円
富士山	17億0457万6911円	1億7269万8600円	18億7727万5511円
白川郷	7億5050万円	48万3600円	7億5098万3600円
姫路城	9億1864万3000円	1億3293万4200円	10億5157万7200円

出典：筆者推計

第4節 政策の費用対効果

本旨は日本における世界遺産の環境保全と観光の両立化のための在り方として、受益に基づいた費用負担に関する制度設計の構築を目的とするものである。受益負担に則した徴収金および課税制度を通じた調達資金は、世界遺産の保全に関わる各行政団体や、地方自治体に配分されるものとする。またここでの資金使途としては各地方自治体における遺産周辺の環境保全事業の実態に即した拠出が想定されうる。本節では、日本全体の世界遺産を俯瞰した、より包括的な環境保全と観光振興に関する施策の一考案を通じ、徴収金と課税制度導入による財源確保施策の効果および有用性について述べていく。

世界遺産の観光振興を推進するにあたり、有効な手段として、観光客を誘致するための戦略、訪れた観光客の満足度向上のための観光整備、適切に遺産地域の保護を行うための観光客の管理、遺産地域の一元管理などが挙げられる。日本では、観光客誘致の戦略や、満足度向上のための整備に重点が置かれがちであるが、観光振興に重点を置くあまり、環境保全をおろそかにすれば、観光客誘致も困難になる。観光振興と共に環境保全を行うためには、遺産地域での観光客管理の強化や、一元管理という体制の構築が必要となってくる。遺産地域への観光客管理の例として、1つ目に観光客の適切な把握があげられる。観光客数や、観光客の属性の内訳などを把握することにより、観光客の増加によるオーバーユースへの対処など、保全管理を行う際にターゲットを絞った適切な対処を行うことが出来る。2つ目に、観光客への適切な情報提供や、環境への意識啓発を行うことによる、マナー向上の促進活動があげられる。多言語での広報活動などによる遺産に対する理解の向上や、マナーガイドブックの作成、地域ガイドの配備などによって意識啓発を行い、観光客の適切な遺産地域の利用を促すことが必要である。これに伴い、環境保全に関わる人材育成も重要な活動となってくる。また、管理体制の一元化がなされることにより、単独の機関だけでは解決の困難となる課題に対しても、幅広い分野の専門家が連携して取り組むことで、包括的で適切な保全管理が可能となる。このように適切な保全管理によって環境の保全が行われることで、観光の持続的な振興にもつながる。

また、これまで世界遺産地域の保全には各行政機関や各自治体から、莫大な維持費や管理費が捻出されていた。しかし、徴収金や世界遺産税制を導入することによって、これまで世界遺産地域に充てられていた財源を、社会保障などの他の支出に充当することが出来る。また、環境保全のための維持管理費から、遺産地域への誘致活動や、観光地としての付加価値をつけるための政策を行うことも可能になる。誘致活動などには相当のコストが発生する。兵庫県の遺産地域への誘致政策を例に挙げると、外国人の世界遺産地域への誘致には、海外向け戦略的観光プロモーションの実施、外国人観光客の受け入れ基盤の整備、テーマ設定による海外誘客の促進、訪日教育旅行の誘致・受け入れなど、合わせて6922万円の活動費がかかる。さらに持続的な観光地としての価値を維持するためには、観光客のタイプやニーズに柔軟に対応することの出来る体制づくりなども必要となる。このように、

観光振興にはコストが発生してくるが、徴収金や税制の導入による財源の確保によって、世界遺産の保全にとどまらず、積極的な誘致政策や観光整備が可能となり、観光面の強化を行うことも可能となる。姫路城を例にとると、2009 年秋から 2015 年 3 月まで約 5 年半にも及ぶ改修工事が行われたが、改修後の観光客数は過去最多の 286 万 7051 人を記録し、2015 年度における入城者数が全国の城郭の中で第 1 位、前年度の 91 万 8643 人と比較すると 3.12 倍増加。また、外国人の入城者数も 30 万 6348 人を記録し、前年度比 3.68 倍となり、入城者数全体の伸び率を上回っている。このように、世界遺産の維持や管理を適切に行うことで、さらなる観光振興が見込める。

徴収金や税制の導入による財源確保によって、各行政機関や、自治体の保全費に対する負担を軽減するだけではなく、余裕を持った環境保全政策や観光振興施策が行うことが出来る。このことによって、環境保全と観光の両立を可能とする。また、財源に余裕ができることによって、社会保障費など、各団体の実態に合わせた財源の再分配も可能となる。このように応益性の観点から環境保全に充当する財源を確保することで、適切な環境保全を目指すことが可能となる。

おわりに

本稿では、各行政機関や地方自治体の世界遺産保全費の負担が重くなっていることを鑑み、世界遺産地域の応益を受ける主体全体が世界遺産保全を行う体制の構築のため、世界遺産地域の来訪者への徴収金の導入及び、その遺産を所有している市区町村の住民への世界遺産税制の導入を提言した。第 1 章では、世界遺産地域への観光客数の推移と遺産価値および保全現状、費用面に触れ、それらを踏まえた上で環境保全と観光の両立が不十分な現状や、各行政機関や地方自治体の負担が重くなっている現状の問題点を提示した。第 2 章では、世界遺産登録地について登録後の観光客の増加とその対応に関する研究、さらにその遺産環境の経済性に着目した研究を取り上げ、本稿での独自性として、世界遺産の観光的な価値を定量化したことと、経済的手法から観光振興と環境保全の両立を行うことの 2 点を示した。第 3 章では、パネルデータ分析によって 6 つの世界遺産において世界遺産登録は観光客の増加をもたらすことや、徴収金の導入によって観光客数は減少しないことを明らかにし、産業連関分析によって 6 つの遺産周辺地域に莫大な経済効果がみられることを示した。第 4 章では、世界遺産の環境保全とその観光振興の両立を可能にするための環境保全政策として、経済的手法の観点から受益に基づいた費用負担の制度構築として徴収金と世界遺産税制の導入に関する政策提言を行った。この政策は、実際に応益を受ける主体が環境保全に対する責任を負うことで、各行政機関や地方自治体の保全費に対する負担を軽減するだけではなく、余裕を持った環境保全政策を行うことを可能とし、観光振興と

共に環境の保全を行うことを可能とするものである。

世界遺産は近年、観光振興のための地域固有の観光資源として注目されている。また世界遺産とは、未来へと伝えていかなくてはならない人類共通の財産であり、適切に保全していく必要がある。我々は、両立の難しいとされる観光と環境保全を、どちらも損なうことのない施策を目指して、経済的アプローチによる本論の政策提言を行った。

先行研究・参考文献

参考文献（日本語論文）

- ・新井直樹 (2008) 「世界遺産登録と持続可能な観光地づくりに関する一考察」 高崎経済大学地域政策学会 第 11 巻 第 2 号 pp. 39-55
- ・環境委員会調査室『入域料、ナショナル・トラスト活動の法定化― 地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律案 一』No. 356 pp. 68-76
http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2014pdf/20140908068.pdf (最終閲覧日 2016 年 11 月 7 日)
- ・栗山浩一 他(1999)『CVM による「屋久島」の価値評価とその信頼性：パイロットとファイナルサーベイの比較』「林業経済研究」Vol, 45, No, 1 pp. 45-50
http://ci.nii.ac.jp/els/110006788603.pdf?id=ART0008735750&type=pdf&lang=jp&host=cinii&order_no=&ppv_type=0&lang_sw=&no=1474358481&cp (最終閲覧日 2016 年 11 月 7 日)
- ・澤村明(2015)『世界遺産登録と観光動向(修正加筆稿)―日本の 10 事例から―』「新潟大学 経済論集」第 100 号 pp. 117-128
http://dspace.lib.niigata-u.ac.jp/dspace/bitstream/10191/40019/1/100_117-128.pdf (最終閲覧日 2016 年 11 月 7 日)
- ・庄子康(2003)『森林レクリエーションの経済学的評価―これまでの研究と今後の課題―』「日本森林学会誌」 85(1), pp. 78-87
http://ci.nii.ac.jp/els/110002830733.pdf?id=ART0003179968&type=pdf&lang=jp&host=cinii&order_no=&ppv_type=0&lang_sw=&no=1474792666&cp (最終閲覧日 2016 年 11 月 7 日)
- ・森龍太 他(2013)『TCM と整合した CVM による環境経済評価―白神山地の利用価値と非利用価値の計測』「土木学会論文集 D3(土木計画学)」Vol, 69, No, 5, pp. 137-144
https://www.jstage.jst.go.jp/article/jscejpm/69/5/69_I_137/_pdf (最終閲覧日 2016 年 11 月 7 日)
- ・森龍太 他(2014)『温暖化による世界自然遺産への影響分析―仮想行動法によるレクリエーション価値の変化の計測』「土木学会論文 G(環境)」Vol, 70, No, 5, pp. 31-41
https://www.jstage.jst.go.jp/article/jscejg/70/5/70_I_31/_pdf (最終閲覧日 2016 年 11 月 7 日)

年 11 月 7 日)

- ・吉田謙太郎(2015)『日本の世界自然遺産及び富士山への入域料に関する支払意思額と規定要因』『環境情報科学学術研究論文集』 Vol. 29 pp. 201～206

https://www.google.co.jp/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&source=web&cd=1&ved=0ahUKEwjHj8Su8K7PAhXHjpQKHZ3lCZ4QFggcMAA&url=https%3A%2F%2Fwww.jstage.jst.go.jp%2Farticle%2Fceisapers%2Fceis29%2F0%2Fceis29_201%2F_pdf&usg=AFQjCNFSMxl7zF5B9ua8DHOCVAC-wUYGjw (最終閲覧日 2016 年 11 月 7 日)

- ・吉田春生(2011)『観光と世界遺産－白神山地をめぐって』『地域総合研究』第 38 巻 第 1 号 pp. 1-15

https://www.iuk.ac.jp/chiken/pdf/regional_studies38_2/yoshida.pdf

(最終閲覧日 2016 年 11 月 7 日)

- ・吉田春生 (2011)「観光と世界遺産－白神山地をめぐって」 地域総合研究 第 38 巻 第 2 号

- ・渡辺悌二全員の名前(2008)『観光の視点から見た世界自然遺産』『地球環境』Vol. 13, No. 1, pp. 89-98

http://www.airies.or.jp/attach.php/6a6f75726e616c5f31332d316a706e/save/0/0/13_1-13.pdf (最終閲覧日 2016 年 11 月 7 日)

参考文献 (日本語本)

- ・青森県(1995)『青森県経済の構造：平成 2 年青森県産業連関表報告書』青森県企画部統計課
- ・青森県(1999)『青森県経済の構造：平成 7 年青森県産業連関表報告書』青森県企画部統計課
- ・秋田県企画調整部情報統計課 編(1995)『秋田県産業連関表 平成 2 年』秋田県
- ・秋田県企画調整部情報統計課(2000)『秋田県産業連関表 平成 7 年』秋田県企画調整部情報統計課／編
- ・鹿児島県(1995)『鹿児島県産業連関表 平成 2 年』鹿児島県企画部統計課
- ・鹿児島県(2000)『鹿児島県産業連関表 平成 7 年』鹿児島県企画部統計課
- ・岐阜県(1995)『岐阜県産業連関表 平成 2 年』岐阜県企画部統計調査課 編
- ・岐阜県(2005)『岐阜県産業連関表 平成 12 年』岐阜県知事公室統計調査課 編
- ・静岡県(2016)『静岡県産業連関表 平成 23 年』静岡県政策企画部情報統計局統計利用課
- ・生活情報センター 編(2003)『全国観光地観光客データブック 2003 年版』生活情報センター
- ・高井正 (2013)『地方独自課税の理論と現実』日本経済評論社
- ・日本観光振興協会 編(2011～2012)『全国観光動向：都道府県別観光地入込客統計 平成 21～22 年(度)』日本観光振興協会

- ・日本観光協会 編集(1991～2010) 『全国観光動向：観光地入込観光客統計 平成元～20年(度)』 日本観光協会
- ・日本地方財政学会編(2005) 『分権型社会の制度設計』 勁草書房 p65-81
- ・日本離島センター編 『離島統計年報：昭和45年版～平成26年度版』 日本離島センター
- ・兵庫県(1995) 『兵庫県産業連関表 平成2年』 兵庫県企画部統計課 編
- ・兵庫県(2000) 『兵庫県産業連関表 平成7年概要・統計表編』 兵庫県企画管理部管理局統計課
- ・諸富徹・沼尾波子(2012) 『水と森の財政学』 日本経済評論社
- ・山梨県(2016) 『山梨県産業連関表 平成23年』 山梨県企画県民部統計調査課 編さん
- ・和田尚之(2002) 『地域環境税と自治体』 イマジン出版

参考 URL

- ・青森県観光国際戦略局『平成25年 青森県観光入込客統計』
<http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kkokusai/kanko/files/H25toukei.pdf> (最終閲覧日 2016年11月7日)
- ・えひめ地域政策研究センター(2005) 『世界遺産登録による経済波及効果の分析』
<http://www.ecpr.or.jp/pdf/wh.pdf> (最終閲覧日 2016年11月7日)
- ・えひめ地域政策研究センター『世界遺産登録先の観光客数の推移』
<http://www.ecpr.or.jp/pdf/wh.pdf> (最終閲覧日 2016年11月7日)
- ・外務省(2016)『開発協力白書・ODA白書等報告書』
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/> (最終閲覧日 2016年11月7日)
- ・外務省『国際機関を通じた協力』
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/kyoryoku/unesco/isan/world/> (最終閲覧日 2016年11月7日)
- ・外務省『世界遺産』
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/kyoryoku/unesco/isan/world/> (最終閲覧日 2016年11月7日)
- ・外務省(2016)『我が国の世界遺産一覧表記載物件』
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/kyoryoku/unesco/isan/world/isan_2.html
(最終閲覧日 2016年11月7日)
- ・鹿児島県 屋久島町(2016)『平成27年度版 統計やくしま』
http://www.town.yakushima.kagoshima.jp/t_yakushima/wp-content/uploads/2016/06/4001eac42a50b3e28e3775f5031f7ced1.pdf (最終閲覧日 2016年11月7日)
- ・鹿児島県 屋久島町(2014)『平成25年度版 統計やくしま』
http://www.town.yakushima.kagoshima.jp/t_yakushima/wp-content/uploads/2014/04/b3661a362071ba38c2692a7b8fd75eff.pdf (最終閲覧日 2016年11月7日)

- ・環境省(2000)『環境政策の各手法の特徴と有効性』

https://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/plan/kento-team/ref08-2.pdf (最終閲覧日 2016 年 11 月 7 日)

- ・環境省(2006)『規制的手法を含めた環境保全のための政策手法(「平成 18 年 4 月 7 日閣議決定 第三次環境基本計画」)』

<https://www.env.go.jp/council/02policy/y022-19/ref07.pdf> (最終閲覧日 2016 年 11 月 7 日)

- ・環境省(2013)『日本の世界遺産』

<https://www.env.go.jp/nature/isan/worldheritage/yakushima/measure/index.html> (最終閲覧日 2016 年 11 月 7 日)

- ・環境省(2014)『世界自然遺産地域における各行政機関取り組み事例』

<http://www.env.go.jp/nature/isan/kento/conf02/03/mat03-2.pdf> (最終閲覧日 2016 年 11 月 7 日)

- ・環境省(2016)『世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金の実施に向けた方針について』

https://www.env.go.jp/park/yakushima/ywhcc/tozan/sangaku_kaigi/11/kyouryokukin.pdf

(最終閲覧日 2016 年 11 月 7 日)

- ・岐阜県『世界文化遺産白川郷合掌集落整備事業費補助金』

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/zaisei/yosan/11105/04-23yosan-koukai-1.html> (最終閲覧日 2016 年 11 月 7 日)

- ・神戸新聞 2015/7/14 20:40

<http://www.kobe-np.co.jp/news/shakai/201507/0008209553.shtml> (最終閲覧日 2016 年 11 月 7 日)

- ・国土交通省(2006)『平成 17 年度 小笠原における経済構造及び自立化調査 報告書』

<http://www.mlit.go.jp/common/001046507.pdf> (最終閲覧日 2016 年 11 月 7 日)

- ・国土交通省(2013)『共通基準による都道府県の観光入込客統計』

<http://www.mlit.go.jp/common/000999350.pdf> (最終閲覧日 2016 年 11 月 11 日)

- ・国土交通省(2015)『平成 26 年度に小笠原諸島の振興開発に関して講じた施策』

<http://www.mlit.go.jp/common/001095050.pdf> (最終閲覧日 2016 年 11 月 7 日)

- ・国土交通省(2016)『平成 27 年度に小笠原諸島の振興開発に関して講じた施策』

<http://www.mlit.go.jp/common/001137078.pdf> (最終閲覧日 2016 年 11 月 7 日)

- ・静岡県『平成 23～26 年 静岡県観光交流の動向』

<https://www.pref.shizuoka.jp/bunka/bk-210/kankou/kannkou-kouryuudoukou2015.html#>
<https://www.pref.shizuoka.jp/bunka/bk-210/kankou/kannkou-kouryuudoukou2015.html>

(最終閲覧日 2016 年 11 月 7 日)

- ・静岡県(2016)『平成 28 年度当初予算・組織定数改編(案)の方針』

- <http://www.pref.shizuoka.jp/soumu/so-110/documents/28gaiyou0317.pdf> (最終閲覧日 2016 年 11 月 7 日)
- ・静岡総合研究機構(2012)『新たな観光資源の創作に向けて』
<http://global-center.jp/sp/res/20120818-165215-2615.pdf> (最終閲覧日 2016 年 11 月 11 日)
 - ・白川村『平成 27 年度村の取組む主要政策』
<http://shirakawa-go.org/wp-content/uploads/yosan27-3.pdf> (最終閲覧日 2016 年 11 月 7 日)
 - ・白川村役場『白川村の観光統計』
<http://shirakawa-go.org/mura/toukei/2580/> (最終閲覧日 2016 年 11 月 7 日)
 - ・第 17 回ユネスコ総会採択『世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約 (仮訳)』
<http://www.mext.go.jp/unesco/009/003/013.pdf> (最終閲覧日 2016 年 11 月 7 日)
 - ・高山市商工観光部観光課(2014)『平成 26 年 観光統計』
http://www.city.takayama.lg.jp/_res/projects/default_project/_page/_001/005/790/h26kankoutoukei.pdf (最終閲覧日 2016 年 11 月 11 日)
 - ・中央環境審議会総合政策部会(2012)『第四次環境基本計画 (案)』
http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=19354&hou_id=14910 (最終閲覧日 2016 年 11 月 7 日)
 - ・日本銀行(2016)『主要時系列統計データ表 (月次)』
<https://www.stat-search.boj.or.jp/ssi/mtshtml/m.html> (最終閲覧日 2016 年 11 月 7 日)
 - ・日本ユネスコ協会連盟(2018)『世界遺産の登録基準』
<http://www.unesco.or.jp/isan/decides/> (最終閲覧日 2016 年 11 月 7 日)
 - ・姫路市『調査報告書 平成 26 年度』
<http://www.city.himeji.lg.jp/var/rev0/0072/3562/2015617174053.pdf> (最終閲覧日 2016 年 11 月 7 日)
 - ・姫路市(2015)『平成 27 年度 姫路城の入城者数』
http://www.city.himeji.lg.jp/koho/press/_35595/_36452/_36607.html (最終閲覧日 2016 年 11 月 7 日)
 - ・姫路市『平成 27 年度主たる施策の内容』
<http://www.city.himeji.lg.jp/var/rev0/0067/6051/27syutaru.pdf> (最終閲覧日 2016 年 11 月 7 日)
 - ・兵庫県立大学政策科学研究所地域経済指標研究会(2016)『姫路城グランドオープン後の経済波及効果について』
<http://www.u-hyogo.ac.jp/outline/media/press/2016/pdf/20509press.pdf> (最終閲覧日 2016 年 11 月 11 日)
 - ・富士登山オフィシャルサイト(2016)『富士山保全協力金』

<http://www.fujisan-climb.jp/manner/kyoryokukin.html> (最終閲覧日 2016 年 11 月 7 日)

- ・文化庁(2015)『平成 27 年度文化遺産を活かした地域活性化事業(世界文化遺産活性化事業) 交付決定一覧』

http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/chiiki_kasseika/h27_kasseika/pdf/h27_sekai_ichiran.pdf (最終閲覧日 2016 年 11 月 7 日)

- 文化庁『平成 27 年度文化遺産を活かした地域活性化事業(地域の文化遺産次世代継承事業) 交付決定一覧』

http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/chiiki_kasseika/h27_kasseika/pdf/h27_chiiki_ichiran.pdf (最終閲覧日 2016 年 11 月 7 日)

- ・森博幸(2015)『鹿児島市史第 5 巻』南日本新聞社

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kikakuzaisei/kikaku/seisaku-s/shise/shokai/documents/02-2-dai2hen-keizai-4-8syoudo.pdf> (最終閲覧日 2016 年 11 月 11 日)

- ・屋久島ミライノアジアト『島民と観光客』

<http://mirainoasiato.jimdo.com/%E5%B3%B6%E6%B0%91%E3%81%A8%E8%A6%B3%E5%85%89%E5%AE%A2/> (最終閲覧日 2016 年 11 月 7 日)

- ・山梨県『平成 15～26 年 観光入込客統計調査結果』

<http://www.pref.yamanashi.jp/kankou-k/17390378357.html> (最終閲覧日 2016 年 11 月 7 日)

- ・山梨県(2014)『平成 26 年山梨県観光入込客統計調査報告書』

https://www.pref.yamanashi.jp/kankou-k/documents/h26kankouirikomitoukei_houkokusho.pdf (最終閲覧日 2016 年 11 月 11 日)

- ・山梨県(2012)『平成 24 年山梨県観光入込客統計調査報告書』

https://www.pref.yamanashi.jp/kankou-k/documents/h24kankouirikomitoukei_houkokusho.pdf (最終閲覧日 2016 年 11 月 11 日)

- ・山梨県(2016)『山梨県平成 28 年度当初予算の概要』

<https://www.pref.yamanashi.jp/zaisei/documents/h28tousyoyosangaiyou.pdf> (最終閲覧日 2016 年 11 月 7 日)

- ・UNESCO『Properties inscribed on the World Heritage List』

<http://whc.unesco.org/en/statesparties/jp> (最終閲覧日 2016 年 11 月 7 日)

- ・UNESCO『Tentative Lists』

<http://whc.unesco.org/en/tentativelists/state=jp> (最終閲覧日 2016 年 11 月 7 日)